

むつ市議会第218回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成25年12月10日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【追加議案上程、提案理由説明】

第1 議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

第2 議案第146号 平成25年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 23番 菊池光弘 議員
- (2) 18番 大瀧次男 議員
- (3) 15番 中村正志 議員
- (4) 6番 目時睦男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

部保課幹
 生 金
 育 会 局 校 課 任 事
 員 務 育 主
 教 委 事 学 教 主 指 導 主
 育 会 局 校 課 任 事
 員 務 育 主
 教 委 事 学 教 主 指 導 主
 務 部 課 査
 策 務 総 政 総 主

藤 島 純
 飯 田 一 彦
 館 村 徹
 栗 橋 恒 平

育 会 局 課 査
 員 務 務 主
 教 委 事 総 主
 部 民 課 査
 生 一 ツ 主
 市 主 任
 育 会 局 校 課 事
 員 務 育 主
 教 委 事 学 教 指 導 主

柏 谷 圭 則
 加 藤 昭 広
 佐 藤 充

事務局職員出席者

事 務 局 長
 主 幹
 主 査

柳 田 諭
 佐 藤 孝 悦
 村 口 一 也

次 長
 主 任 主 査
 主 事

濱 田 賢 一
 小 林 睦 子
 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月6日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、同日開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 追加議案上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について及び日程第2 議案第146号 平成25年度むつ市一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参

考に供したいと存じます。

まず、議案第145号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。本案は、平成26年4月1日から構成団体として弘前地区消防事務組合を加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体数を増加し、組合同規約を変更するためのものであります。

次に、議案第146号 平成25年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、4億3,445万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、337億3,123万6,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり、職員の配置替え、国家公務員に準じた給与減額支給措置等に伴う人件費の増減調整をしておりますほか、電気料金の値上がりに伴う19カ所の指定管理施設について、現年度分の委託料を増額しております。

総務費では、ふるさと納税の寄附件数の増加に伴う寄附者への謝礼に要する経費、下北文化会館屋上防水改修工事に係る下北地域広域行政事務組合負担金、支出見込みによる臨時職員賃金及び財政調整基金積立金を増額しておりますほか、平成26年度において公共施設の整備等に活用する地域の元金臨時交付金基金積立金及び地方税法の改正に伴う滞納管理システムの改修費を計上しております。

民生費では、障害者自立支援給付費及び法人立保育園運営費を増額しておりますほか、平成24年度生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金を計上しております。

衛生費では、市町村国保財政の安定化に係る財政安定化支援事業分の一般会計負担額の確定等に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額しております。

商工費では、むつ市脇野沢温泉の営業形態の変更及び光熱水費の値上がり等に伴い、指定管理料を増額しております。

教育費では、電気料金の値上がり等支出見込みにより、市内小学校の需用費を増額しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金には保育児童保護者負担金を、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、寄附金にはふるさと納税寄附金を、市債には事業との関連において借入見込額を計上しております。

また、電気料金の値上がり及び消費税率の引き上げに伴うむつ市心身障害者ふれあいの家外26施設の指定管理料の増額分、平成26年4月1日からのむつ市野菜集荷貯蔵施設外9施設の指定管理料及び子ども・子育て支援システム構築事業について債務負担行為を追加しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第145号及び議案第146号については、12月12日に質疑、討論、採決、委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第3 一般質問を行います。

本日は、菊池光弘議員、大瀧次男議員、中村正志議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

◎菊池光弘議員

○議長（山本留義） まず、菊池光弘議員の登壇を求めます。23番菊池光弘議員。

（23番 菊池光弘議員登壇）

○23番（菊池光弘） おはようございます。公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第218回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。市長初め理事者の皆様の誠意ある、しかも前向きな答弁を心からお願いいたします。

今回の一般質問は、1、観光振興について、2、除排雪作業について、3、新むつ市保育再編計画について、以上3点お伺いいたします。

質問の第1は、アゲハ夜景についてです。去る11月12日、むつ商工会議所が石井幹子氏照明デザイナーを招き、「光の街おこし」と題して講演会を開催いたしました。市長も出席され、感動的な挨拶をされており、私も感動いたしました。

むつ商工会議所では、この講演会を通して、こう訴えています。「晴れた日、釜臥山展望台から望む360度の大自然は、地図で知るまさかり型の下北半島を直に感じる事ができ、家々に明りが灯る夜、展望台から見下ろすむつ市は「羽を広げたアゲハチョウ」の形に浮かび上がる。満天の星空と津軽海峡に揺れる漁火を背景に、夜空に飛びたとうとする一匹のアゲハチョウ。その姿は未来への飛翔を続けるこの半島の姿にも見えてくる」、「日本夜景百景に選ばれているこのアゲハチョウの夜景を観光資源として次の代に残したい」、「他地域では例のないオンリーワンの「夜景アート」の創造を目指したい」、「夜景観光は、地元への高い宿泊率をもたらす、滞在型観光の核となり得る」、「釜臥山展望台の整備、飲食の提供、アクセスの確保等受け入れ態勢の拡充を図ってまいりたい」、「市民が誇れる、むつ市の名所づくりをさらに磨き上げ、官民一緒になった活動を進めていきたい」と強く訴えています。私も同

感です。

日本を代表する照明デザイナーの石井幹子氏は、国内外で景観照明、建築照明、光のアートやオブジェなどを幅広く手がけています。中でも東京湾にかかる東京ゲートブリッジ、レインボーブリッジ、東京タワーなどあり、とりわけゲートブリッジではLEDを使い、1カ月ごとに季節の色に変えておもてなしの心を光で表現されているところに私は大きく心を引かれました。

また、石井幹子氏は、「私が意識しているのは調和のとれた夜景をつくることです」と言い、「一番美しい明かりは満月の光だと思っている。それは、低い照度ほど陰影のグラデーションが美しく見えるのですよ」、このようにおっしゃっています。この講演会に石井幹子氏は、アゲハ夜景の写真を見て感動し、主催者の熱意に打たれ、むつ市にやってきたと伺っています。主催者であるむつ商工会議所のLEDを使いアゲハチョウが飛ぶところまで文明の利器を使い実現していきたいという強い熱意が感じられました。この講演会に出席され、どのような感想を持たれたのか、市長の所感をお聞かせいただきたいと思います。

「むつ市のうまいは日本一」のキャラクター、ムッシュ・ムチュランI世は、美食星に住んでいた。ある晴れた秋の夜、宇宙を散歩していて、ふと下界を見渡すと、何と大地にも輝く星、いや輝くアゲハチョウだった。それはむつ市の夜景である。これほどまでに輝く大地なら、きっとおいしいものが多いだろうとむつ市に舞いおりた——ムッシュ・ムチュランI世の誕生です。これは、市長が石井幹子氏の講演会の最後に挨拶されたとき言われたムチュラン誕生の秘話です。私は、このとき、アゲハ夜景とムチュランを使って観光に生かせるのではと感じました。ムチュラン誕生の秘話、またマダム・ムチュリーとの結婚、プリンセス・ムチュリン誕生、そしてムチュランファミリー

ーは、突然下北のいろいろなところに出現して、おいしい食材や商品を食べで紹介していくという連続ストーリーの動画をつくり、観光ガイドに載せたり、ユーチューブ動画に載せ全国発信していったらいいでしょうか。

函館市では、「ハコダテ観光ガイド イカール星人襲来中！」の動画を配信しております。「イカール星人襲来中！」は、2008年12月に第1話が公開された観光PR用ウェブムービーです。全国有数のイカの消費量を誇る函館市に怒ったイカール星人が函館侵略を開始、対して函館側もさまざまなメカニックを駆使してイカール星人を迎え撃つというストーリーです。毎回双方で新しいメカが出てきて戦い、最後はイカール星人メカが負け帰っていくのですが、最後にイカール星人に函館が侵略されないうちに早く観光に来てくださいというメッセージがあり、終わります。本市において、ムッシュ・ムチュランI世、そして全国には珍しいムチュランファミリーを活用した動画をつくり、アゲハ夜景、そして「むつ市のうまいは日本一」、またてっぺん下北などの観光情報発信に力を入れていくべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、ムッシュ・ムチュラン家族のゆるキャラについてお伺いいたします。インターネット投票でゆるキャラ人気ナンバーワンを決めるゆるキャラグランプリ2013の投票結果が11月24日、埼玉県羽生市で発表されました。投票総数1,743万票から、約120万票を獲得した栃木県佐野市の「さのまる」が優勝しました。2位は、約115万票で「出世大家康くん」浜松市、3位は、約75万票で「ぐんまちゃん」群馬県でした。本県からは、100位以内に八戸市「いかずきんズ」が55位、私たちむつ市の「ムッシュ・ムチュランI世&マダム・ムチュリー」は76位でしたが、グランプリには全都道府県と海外、企業、団体PRのマスコット

1,580体中の76位なので、決して悪くないと思います。グランプリの結果は、埼玉県羽生市で23日から開かれていたゆるキャラサミットin羽生で発表され、サミットには2日間で45万人が来場されました。以上のように、年々人気が高まってきていることがわかります。

ゆるキャラでファミリーでのエントリーは大変珍しいと伺っています。ムッシュ・ムチュラン家族を活用した攻めの観光を推進すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2、除排雪作業についてお伺いいたします。気象庁では、ことしの冬は寒く、雪も多いと予想しています。去年の除排雪対策の一般質問で、私は貸し出し除雪機をふやすべきと質問したところ、ことしは小・中学校に各1台ずつ除雪機を配備いただき、学校からも喜びの声が聞こえております。

除排雪作業について、1点目、シルバー人材センターの除排雪作業についてお伺いいたします。シルバー人材センターでは、高齢者及び障害者世帯への除雪サービスを行っています。除雪を依頼する人は、30分で200円から300円で利用でき、市が30分700円から900円負担するシステムになっています。生活道路を確保するため、玄関から近距離道路まで、灯油タンク、ガスボンベの周り、窓ガラス等破損のおそれがある場所等が除雪対象範囲となっております。この除雪サービスは、ことしが566人、去年は577人と数多くの方が利用していると聞いております。しかしながら、利用される方々はそれぞれ満足度が違うようです。私のところにも不満の声が寄せられました。シルバー人材センターの除雪サービス注意事項5番目に、「除雪サービスの作業範囲は市で決められていますので、厳守してください」とあります。ここで質問です。注意事項5番の市が決めている作業範囲の生活道路の確保とは基準が曖昧ではないでし

ょうか。幅とか深さとかは決まっているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

除雪は、利用する方々の利便性を考慮すべきと考えます。そして注意事項の8番目に「除雪用具は、発注者宅のものを使用する」とあります。その理由をお伺いいたします。

除排雪作業について2点目、ボランティアによる除排雪作業についてお伺いいたします。むつ市ボランティア・市民活動センターでは、自らの除雪が困難な65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯で除雪ボランティア活動を行う事業を実施しています。除雪の依頼を受けますと、センター職員が対象世帯の現場確認を行い、登録ボランティアと日程を調整のうえ実施しております。メンバーは、主に海上自衛隊第25航空隊の皆様と東北電力株式会社むつ営業所の皆様、そして社会福祉協議会の職員の方々、ほか含めて252名と伺っております。この善意で登録された252名の方々には敬意を表します。

ボランティア実施状況は、平成23年40件、平成24年は9件と伺いました。雪が降ったのが少ないわけではなく、いつもより多い年でしたが、出勤要請が9件と少なかった理由をお伺いいたします。私は、除雪ボランティア活動のアピールが足りなかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

質問の第3、新むつ市保育再編計画の後期計画についてお伺いいたします。本市の公立保育所は、今現在、新町保育所、横迎町保育所、緑町保育所、そして大畑中央保育所の4保育所ですが、後期計画では、大畑中央保育所は平成27年に民間移譲することが決定、そして今回緑町保育所が社会福祉協議会「桜木会」への移譲が決まったところがあります。残りの2保育所も平成27年には廃止と計画されています。これは、今の現状を考えるとやむを得ないと思います。このたび移譲される緑町

保育所では、入所している児童の保護者や住民に対し説明会を開催したとありましたが、一方廃止される保育所に入所している児童の保護者や住民に対して説明会はいつ行うのか、お答えいただきたいと思います。

次に、廃止される保育所の従業員や職員についての、その処遇をどのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、アゲハ夜景についてのご質問の1点目、「光の街おこし」講演会の感想についてですが、一般質問初日、濱田議員のご質問にも答弁しておりますが、世界に類のないすばらしさとの評価をいただき、後世に残していきたい財産との思いを新たにしているところでございます。

アゲハチョウの夜景は、むつ市発展の中で自然に形成された天然の観光資源であります。この夜景をもう一ランク上の夜景に育てていくためには時間がかかると思いますが、官民一体となつての取り組みが必要であると改めて感じたところであります。

また、ムチュランの誕生秘話を動画化し、観光振興に活用してはどうかについてですが、石井幹子氏の講演後の挨拶で、ムチュランが地球上空を散歩していた際にアゲハチョウの夜景に魅せられてむつ市におり立ったというムチュランの誕生秘話をお話しさせていただきましたが、ムチュランファミリーとアゲハチョウの夜景は、今やむつ市をPRするためには欠かせないものであると認識しております。そして、ムチュランファミリーをイメージキャラクターとしている「むつ市のうまいは日本一」も、また同様でありますので、

より多くの皆様にご覧いただき、今まで以上にむつ市PRのかなめとして全国に発信していきたいと考えております。

議員ご提案のムチュランファミリーの動画については、美食星からやってきた謎や特産品なども取り込むことにより、ムチュランファミリーだけでなく「むつ市のうまいは日本一」も宣伝できるものと思います。しかし、アニメ化した動画や函館市のような特撮を加えるといった動画は、企画や原画作成、脚本、演出、撮影、音楽など制作には多額の経費が必要となりますことから、現在職員自ら企画、撮影した釜臥山スキー場でのスキーやスノーボードに挑戦した観光PRムービーを初めとし、市内の観光地やイベントなどにムチュランファミリーが出没した様子を市のホームページやYouTubeから動画でごらんいただけるようにしております。

函館市の「ハコダテ観光ガイド イカール星人襲来中！」の完成度の高いPR動画には及びませんが、手づくり感あふれるムチュランファミリーの動画もまた一味違う魅力を醸し出し、十分楽しめるものになっております。これからも、さまざまな場面で新しい作品を撮影し、市のPRに努めていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、ゆるキャラについてであります。ゆるキャラグランプリに触れておりますので、今回の結果につきまして、私の感想を簡単に申し述べさせていただきます、ご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、ムチュランファミリーが昨年度に引き続きエントリーしましたゆるキャラグランプリ2013の結果が11月24日に発表され、全国1,580キャラクター中、第76位となったところです。ゆるキャラグランプリには、昨年初挑戦し、全国865キャラクター中、60位となり、今回は前回の順位を一つでも上回ることを目標にイベント

での投票呼びかけや市政だよりでのお願い、また民間の若い人たちと一緒にPR活動を行うなどさまざまな活動に努めてまいりましたが、残念ながら昨年より順位を下げた結果となりました。しかしながら、エントリー数が前回の約2倍もあった状況で、ムチュランファミリーの得票数は、前回の2万904票から3万2,967票と約1.6倍にふえたということにつきましては、全国でのムチュランファミリーの人気、認知度は確実に高まっているものと考えておりますことから、来年もエントリーを目指すこととしております。今回ムチュランファミリーへ投票していただいた全国のムチュランファミリーファンの方々には厚く御礼を申し上げるとともに、引き続き応援していただきたくお願いをするものです。

ご質問のファミリーのキャラクターをうまく活用し、攻めの観光を推進すべきとのことですが、議員お話しのとおり、数あるキャラクターの中でファミリーは大変珍しい存在となっており、このことが大きなセールスポイントであると認識しておりますことから、ファミリーでのPR活動を積極的に展開してきたところであり、春に放送されました軽自動車のCMに起用された理由がファミリーであることが決め手となったと伺っております。むつ市のPRキャラクターとしてムチュランファミリーの認知度が向上することがむつ市のPRに直結することから、今後ともPR動画制作による情報発信のほか、ムチュランファミリーオリジナルフレーム写真等が大変好評であることから、これらのオリジナルグッズを活用しながら、物産展やキャラクターイベントなどへ積極的に参加するなど、全国にその活躍の場を広げ、日本全国にむつ市の売り込みに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、除排雪作業についてのご質問は、担当からお答えをいたします。

次に、新むつ市保育再編計画についてのご質問の1点目、後期計画についてお答えいたします。今定例会冒頭で行政報告いたしましたように、新むつ市保育再編計画後期計画は、本年8月に見直したところでございます。まず大畑中央保育所につきましては、平成26年度中に移譲先を決定し、平成27年度より民間へ移譲する計画としております。移譲に当たりましては、12月26日に保護者及び地域住民の方々への説明会を開催する予定としておりまして、民間移譲する理由等について理解を十分得たうえで進めていくこととしております。

また、新町保育所、横迎町保育所につきましては、昭和49年に改築して以来、約40年を経過し、老朽化が著しいことなどから横迎町保育所は平成26年度をもって、また新町保育所につきましても平成27年度いっぱいでの廃止を目指すこととしております。廃止に向けては、現在入所中の児童の保育の受け皿となる民間保育園の整備状況、平成27年度から認定こども園の設置状況及び少子化による保育需要の動向を見きわめ対応していくこととしております。

廃止をする場合につきましても、地域における保育環境の現状、廃止の考え方等保護者の方々及び地域の方々の理解を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、職員の今後についてのご質問にお答えいたします。公立保育所の正保育士の採用については、保育再編計画に基づき採用を調整してまいりました。平成25年4月1日現在、所長、館長を入れて保育士は4公立保育所及び児童館に合計で23名おりますが、平成27年度には13名、順次定年退職を迎え、平成28年度には8名となってしまいます。そのため、今後保育士の処遇については下北地域広域行政事務組合のはまゆり学園との人事交流も従前どおり勘案しつつ、資

格を必要とする施設等への適正配置に心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 除排雪作業についてのご質問の1点目、シルバー人材センターの除排雪作業についてお答えいたします。

この除雪サービスは、平成12年度から生活支援サービスの一つとして、65歳以上の方または障害者のみで構成される世帯の方々を対象に、市がシルバー人材センター及びむつ市社会福祉協議会に公費を充当して委託しているものであります。除雪の範囲につきましては、日々の生活に必要な最小限の範囲に限定させていただいているものであります。

平成24年度の高齢者等除雪サービス事業の実績は、利用人数延べ9,205人で、1,139万9,600円の支出となっており、県内で何らかの除雪サービスを実施している6市と比較いたしましても、むつ市の予算規模が突出しており、高齢者等の除雪対策についてはしかるべき対策を講じているものと考えております。

また、シルバー人材センターにお願いしておりますのは、あくまでも役務の提供でありますので、除雪に使用するスコップやスノーダンプ等は利用者準備していただくこととしております。

次に、ご質問の2点目、ボランティアによる除排雪作業についてであります。むつ市社会福祉協議会では、むつ市ボランティア・市民活動センターを立ち上げ、一般市民から除雪ボランティアを募り、高齢者に限らず要望のあった市民に対して休日を中心に無料の除雪サービスを実施しております。流れといたしましては、まず申し込みにより現場確認をし、その状況に応じてボランティアを要請して作業の日程を調整しているとのことであります。ちなみに、議員ご指摘の平成23年度

と平成24年度の件数の違いは、平成24年2月の豪雪によるものと伺っております。

このボランティアサービスは、あくまで社会福祉協議会が独自に行っているサービスでございますので、こちらからは指示できる立場にはございませんが、このサービスについてはむつ市協だより等で周知し、また高齢者等除雪サービス事業の対象外となる方々に対してもご案内しているということでもありますので、今後も真に必要な方々にサービスが行き渡るよう周知を続けていきたいと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 答弁ありがとうございます。

3番目の新むつ市保育再編計画後期計画は、大体認識いたしました。

2番目の除排雪作業についてお伺いしたいのですが、シルバー人材センターの除雪用具は発注者宅のものを使用するという事は、これはシルバー人材センターでは1件に1名と決まっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 除雪1件に対する作業員の人数につきましては、特に制限しておりませんが、除雪の範囲を勘案いたしますと、作業員の人数も原則1人で対応できるものところとしては考えております。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 今1人と言いましたけれども、やはり高齢者宅を除雪する方も、またシルバー人材センターでは高齢者なわけなのですよね。30分で200円という30分単位で時間的にやっているのですけれども、やはり1人で30分労働するということはきつくありませんか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） シルバー人材センタ

一のほうでも、作業量というのを事前に確認しつつ、30分で済むとか、1時間で済むとかというところを住民のほうの理解を得ながら作業をしている状況でありますので、その部分できちんと確保できているものところとしては考えておりません。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） シルバー人材センターの方々は、大雪が降ったときには、1日に何件もかけ持ちすると伺っています。そういう中で1人で30分、また1時間、2時間とやれるというのはなかなか、自分らでも今、私でもそれを1時間、2時間やれといったら、すごく大変な労力になると思います。また、1人でやるよりも2人でやったほうが15分、20分で終わるかもしれないけれども、やはり2人でやったら3人分の仕事ができるかもしれない。1人だったら2人前の仕事はできません。その労力を考えますと、本当に1人でやっていたらつらくなると思うのです。そこのところ、ちょっと考えてもらいたいなと思います。

次に、ボランティア出動要請が少ない理由で、ほかのボランティア団体があるというふうなことを言っていましたけれども、それは市民に周知されているのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 先ほどの答弁の中で、ボランティアサービスの直接サービスを行っているというのは、あくまでも社会福祉協議会が立ち上げておりますボランティア・市民活動センター、そういう名称でボランティアを募集して行っているもの一つについてでございます。ほかの団体の状況は、ちょっとつかんではおりません。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 社会福祉協議会のほうでのボランティアは、今現在252名と伺っていました。252名の方々がいて9件しかやっていないという

のも、何かおかしいと思うのですが、先ほどの答弁では、ほかの団体もあって、作業をしたという話を伺ったのですが、違いますか。

今のその252名、本当に善意で集った方々であります。また、困っている方々もたくさんいるのです。それでも現場を見て、これはシルバー人材センターに行きなさいとか、そういうことを言っているのでしょうか、聞きたいのですけれども。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 現在むつ市社会福祉協議会が行っております除雪ボランティアにつきましては、除雪ボランティアをしてくれる方を募集して、社会福祉協議会が独自に行っている自発的なものであります。行政側から、これについてはどうしろ、ああしろということを示すものの類いではございません。それぞれお勤めの合間を割いてのボランティア活動ですので、作業量にもある程度の限界があるものところとしては考えております。

市で実施している高齢者等除雪サービスというのは、行政の役割として公費をかけて除雪が困難な方々の日常生活に必要な不可欠な範囲の除雪を保障するものでありますので、ボランティア除雪とは役割が少々違うと考えております。利用者側が必要とするサービス内容を判断してボランティア除雪とか、または高齢者等除雪サービスか、市で行っているサービスかということ判断しながら、こちらとしては必要な場合はボランティア除雪等も紹介していくというふうな段取りを踏んでおります。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。わかりました。

次、アゲハ夜景についてお伺いいたします。今アゲハ夜景といえばムチュラン、ムチュランといえばアゲハ夜景と、今や切っても切れない関係の

アゲハ夜景とゆるキャラ、このムチュランファミリーです。むつ市民から人気を高めるために、市民の意見を聞く場を設けるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市民の皆様方のアイデアを募集する場所をつくったらいかがというふうなご提言でございますけれども、これまでも私どもは市長への手紙だとか、それから市長へのメールだとか、そしてまたおでかけ市長室だとか、さまざま場面を通じましてご意見を賜っております。そういうふうなところでもムチュランのあり方だとか活動の仕方、そういうふうなもののご提言もこれまでございましたので、あえてこの場でそういうふうなアイデア募集というふうな形の窓口をつくる必要はないのではないかなというふうな今の時点での認識でございます。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 市のホームページで「観光」をクリックすると、夜のアゲハチョウは出てきます。「夜のアゲハチョウ」をクリックしても、何も変わりません。ここで、この「夜のアゲハチョウ」をクリックしたら、拡大のアゲハチョウが出てくるようにはできないものでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先般もフロントのページの上の部分が夜の部分ではなくてお昼の部分の市内の景観の様子でございました。そして、私ももう一度確認をしまして、アゲハチョウ、夜景というところに入っていきますと、夜景が出てきました、夜のアゲハチョウが。全部だったでしょうか。ちょっと確認をしてみますけれども、それはやはり全面的な、全画面の中でこれが技術的に可能なかどうか、担当のほうと協議をして、研究をして、そこに多分菊池光弘議員はムチュランが飛んでくる動画的なものもつくったらいかがかというふう

なご提言が含まれていると思いますので、当方として、そういうふうなところが可能かどうか、研究をしてみたいと思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） ありがとうございます。何とかできるように祈っています。

また、ユーチューブでムチュランを検索すると、ムチュランの動画がたくさん出てきます。これは、すごくおもしろいものなのですよ。それが市のホームページの中ではなかなか探すことができないのですが、このムチュランのバナーをつくってはいかがと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ムチュランのバナーをつくれというふうなことでございますけれども、実は菊池光弘議員からのご質問の要旨を見まして、多分こういうふうな形で来るなというふうなことで担当のほうに今可能かどうか、ただ容量の部分がございまして、そういうふうなところが、例えば「ムチュラン」というふうなバナーをつけて、そこをクリックしますと、ムチュランの一連の動画が出てくるというふうなことが可能かどうか、ただちにこれは担当のほうに命じて可能性を探ってみたいと、こういうふうに思います。そうしますとさまざまな、先ほど壇上でもご紹介いたしましたように、スキー場でのムチュランの滑りだとか、それから今編集しているのがお祭り関係でムチュランが出場した場面、そういうふうなものを今編集しておりますので、そういうふうなところが、その「ムチュラン」のバナーをぽんと開くと、画面がずらっと出てくるというふうなイメージだと思いますので、これは研究してできるものから順次やっていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 23番。

○23番（菊池光弘） 大変にありがとうございます。来年からは、アゲハ夜景を見に来る観光客がふ

え、またムチュランファミリーがゆるキャラで上位に入ることを祈って質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 4 5 分 休憩

午前 1 0 時 5 5 分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） おはようございます。一心クラブ所属の大瀧次男でございます。むつ市議会第218回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めに、むつ市議会第216回定例会におきまして質問をさせていただきました代官山公園整備について、早速に代官山の歴史を刻む樹齢およそ300年の「こうやまき」の掲示板を整備していただきましたことに感謝を申し上げます。引き続き歴史ある公園として整備を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、このたび5年ごとに厚生労働省が発表している都道府県別生命表で青森県が4回連続平均寿命全国最下位の短命県となったのには、少なからずショックを受けております。特にむつ市の場合、全国1,898の市町村の中で男性が全国ワースト8位で76.7歳、女性も県内ワースト10位に入る84.8歳で、県内で最も短命な地域になっております。原因として、40歳、50歳代の健診受診率が低いほかに、メタボ対策がおくれているとの指摘

があります。高齢化が進み、高齢者の比率が高まる中で、平均寿命が伸び悩んでいるのは若年層の死亡率が高いということになります。

市では、生きていて幸福度を感じず高齢者対策を重ねておりますが、幸福度を味わえるのは、あくまでも健康であることが前提になります。市民挙げて健康管理に取り組んでいかなければならないものと認識を新たにしております。

また、新年度は消費税率引き上げ、年金の引き下げなどで家計への負担が厳しくなるものと予測されておりますが、政府が打ち出した米の減反政策奨励金10アール当たり1万5,000円を7,500円に減額、5年後に打ち切る方針は、減反に協力し細々と畑作経営を営んでいる下北の農業経営者に大きな衝撃を与えております。県全体で26億1,000万円の農家収入がなくなり、5年後にはその全ての減反奨励金がなくなることになります。今の農家戸別所得補償制度による減反補助金にかわり、家畜用の飼料米などへの転作に奨励金のかさ上げをするなども検討されているようですが、農地が分散し、一体的に大規模経営に移行不可能なこの下北では、耕作の放棄地が広がり、若者の農業離れがますます進むのが目に見えるようであります。

三村知事が懸念しているように、農業が壊滅すれば地域社会が崩壊し、その土地に伝わる生活、文化、風俗、伝統をも守ることができなくなります。厳しい現実ではありますが、むつ市においても地域社会を守るために市長が掲げる官民共同の姿勢で新しい農林漁業に立ち向かい、観光、物産の振興を図っていかなければならないものと強く考えるところであります。

むつ市議会議員の一人として、よりよい地域づくりを担うことこそが最大の責務であろうと考え、一般質問をいたしますので、市長並びに理事者におかれましては、簡潔明瞭、誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

初めに、市民協働条例の制定についてお伺いをいたします。私の考えは、通常の条例と性格が違い、制限や強制力を持たない官民一体となった地域おこしを目的とするもので、ほかの市の例で申し上げれば、南魚沼市のブランド米の普及促進を目的とした南魚沼市コシヒカリの普及促進に関する条例、東広島市の伝統産業である日本酒普及のための日本酒での乾杯を広めることを目的とした東広島市日本酒の普及の促進に関する条例、京都市の清酒で乾杯の習慣を広め、日本文化への理解を深める京都市清酒の普及の促進に関する条例などがあります。県内でも日本一のリンゴの産地である弘前市では、地元での消費拡大を図り、毎月5日をリンゴを食べる日と定めた弘前市りんごを食べる日を定める条例などがあります。これらの条例は、まさに住民挙げて地域おこしに当たるもので、私から見れば市民協働条例であり、市民きずな条例と言えるのではないのでしょうか。

対象となる項目には、地域の物産の普及のみならず、観光客への対応、生活環境の清掃、健康管理など市民挙げて取り組むべきテーマはたくさんあります。条例化するメリットは、啓発啓蒙がしやすくなり、市民の意識を高めるところにあります。

そこでお伺いをいたします。まちづくりに市民協働を柱とする市長として、市民協働条例を制定することについてどのような考えを持っているのかをお尋ねいたします。

次に、むつ市議会第216回定例会でも質問をさせていただきますが、空き家対策についてお伺いをいたします。斉藤孝昭議員と同じ質問となりましたが、重複する分があると思いますが、よろしくお祈りを申し上げます。

全国的に倒壊、放火などの危険、景観を損ねるなどの生活環境上の苦情が住民から行政に多く寄せられるようになり、2010年7月に全国で初めて

所沢市が条例を制定、これをきっかけに、あっという間に全国地方自治体で条例化が進み、むつ市においても昨年12月に条例が制定されております。共通するのは、老朽化が進み管理が届かない空き家を対象とし、倒壊、放火などの防災上の危険防止、景観保全を目的とし、所有者に改善を求める内容となっております。

代表的な事例として、2012年3月、秋田県大仙市では、強風時に家屋倒壊の危険があるとして所有者へ措置命令が出され、その後代執行による5棟の解体撤去が行われております。その後の問題として、費用、改修がありますが、対応としては、所有者が撤去、解体に応じられるような費用の一部を助成している例も数多くあります。政府自民党でも空き家対策の重要性に鑑み、市町村に空き家や敷地に入る権限を与え、特に危険な家屋の所有者には修繕や撤去を命令できるようにするほか、所有者が自ら進んで建物を撤去した場合、固定資産税の軽減措置を含む税制面での優遇を考慮した空き家対策措置法案の臨時国会への提案がなされました。手法としては、所有者の経済的な負担が伴い、撤去、解体、勧告などの行政指導だけで効果を期待できないことから、費用の一部助成や強制代執行を取り入れて効果に結びつける内容を盛り込んだ例も多くあります。強制代執行は、解体にせよ、撤去にせよ、相手の同意がなくても危険除去のために職権で要件を認定し、補修なり、解体なり最小限の措置の命令を出せるようになっていて、命令不履行により著しく公益に反する事態となれば強制代執行法に基づいて強制代執行ができることになっております。

最近町なかを見ますと、幹線道路沿いにも人が住まず、朽ち果てた空き家が目立ってきたような感じがいたしております。

そこで、次の4点についてお伺いをいたします。

1点目は、冬になり雪が降る季節を迎え、市内

の倒壊危険家屋は何棟ぐらいあるのか。

2点目、万が一雪による倒壊家屋が出た場合、市としてはどんな対応を考えているのか。

3点目、条例制定後、補修、解体の指示、勧告、命令を発した例はあるか。

4点目、条例の効果を求めるために、助成策を講ずる考えはないか。

以上、2項目5点について壇上からの質問いたします。市長並びに理事者の皆様には、前向き、誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず、市民協働まちづくりについてのご質問の官民一体となって目標に向かって取り組めるような条例をつくる考えはないかとのことでありますが、市では昨年8月、市民協働まちづくり会議を公募委員17名により組織し、市民へ向けた市民協働指針策定のための検討を行っていただき、ことし9月に「私たちの未来を！考えてみませんか？むつ市市民協働指針」として小冊子に取りまとめ、市民の皆様にお届けしたところであります。この指針では、人口減少など将来の予想される状況を踏まえ、協働のまちを実現するために「つながるまち」、「生み出すまち」、「はぐくむまち」、「安らぐまち」をキーワードとした6つの提言をしております。これらの提言をいかに実践していくかということが最も重要なこととなりますが、この点において議員のご提案は非常にわかりやすい視点ではないかと思うところであります。

議員ご承知のとおり、全国を見ますとさまざまな、そしてユニークな条例が定められているようでもあります。そこには、単にユニークなだけでなく郷土愛や思いやり、またある種のセンスやユーモアなどさまざまな要素が含まれているものも

あります。このことが話題を呼び、マスコミに取り上げられるところとなり、そのことにより、ますます市民意識も高まっていくという戦略が描かれているのではないかと考えるところであります。

現在の市の業務においては、市民の皆様からのお力をいただきながら進めているものも数多くあり、さまざまな分野における各団体の活動や企業からの協力、さらには若い方々の集まりなどによる新しい発想での活動などはまちづくりにつながっているものと考えております。

どのようなテーマで目標を定め、市全体で取り組んでいけばよいか、市民の皆様からのご提案をいただきながら見出していくことが必要であろうと思うところであり、その盛り上がりによっては条例化ということについての検討も視野に入ってくるものと考えております。

「まちづくりの主役は市民」とは、私が市長に就任以来申し上げているところでありますが、そのための素地を整えることが私の役割であると考えております。市では、昨年度から市民政策提案制度を実施しておりますが、2年目のことしは新たな試みとして、いただいたご提案を「協働の風」というニュースレターで公開して、そのご提案に対するご意見を募るということを行いました。その結果、決して多いとは言えませんが、幾つかの反響をいただいたところであり、このような双方向のやりとりをさらに充実させていくことが必要ではないかと考えております。

また、最近ではインターネットを利用したネットワークサービスの一つとしてフェイスブックがありますが、これは時間と距離の制約に縛られることなく即時性を持ち、双方向のやりとりができる仕組みであります。自治体の中には、このフェイスブックを自治体を挙げて活用し、効果を上げているところもありますし、この下北地方におい

でも、若い方々を中心にネットワークをつくり、観光や物産、イベント、歴史、伝統芸能など幅広く情報発信しているようであります。市においても、この流れを捉え、昨年からいろいろ試みているところですが、中でもシナリオ、音楽、作画、出演者など全て職員の手でつくり上げたまちづくり青春ドラマアニメ「協働白書」は、市民協働のまちづくりをわかりやすく伝えるものと思っております。

一方、幾ら便利な世の中になったとしても、フェイス・トゥ・フェイス、すなわち顔と顔を合わせて話をするにかなう方法はありません。これまでのおでかけ市長室、出前講座に加え市内の町内に伺いワークショップの手法を用い、話し合いのお手伝いをするご近所知恵だし会議も実施しているところですし、北の防人大湊地区整備事業や田名部まちなかエリアマネジメント支援事業、最近では青森中央学院大学の学生も交えた市民参加によるワークショップを展開し、市民の皆様のご意見を聞く機会を広げております。

現在の市の取り組みの一端をご説明させていただきましたが、このような制度的なものやツールのなものも活用していただきながら、市民と市民の代表である議会、そして行政とが心を通わせながら官民一体で取り組むものを見出していくことができると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、空き家対策についてのご質問にお答えいたします。私からは、2点目の倒壊建物が出た場合の市の対応についてと、4点目の助成策に係るご質問にお答えいたします。

まず、2点目の万が一、雪害により倒壊建物が出た場合、市としてはどのような対応を考えているのかとのご質問でございますが、倒壊前に事前に危険を把握した場合は、所有者に連絡することはもちろんのこと、所有者が不明の場合等は緊急

避難的措置として雪おろしなどの必要最小限の措置を講じたいと考えております。また、倒壊後においても同様の措置を講じることとしております。

なお、雪害以外の場合におきましても、空き家の所有者が不明の場合等には、昨日の斉藤議員のご質問の中でも答弁いたしておりますが、災害対策基本法や災害救助法の規定を用いて近隣住民等の危険の排除という目的で、あくまでも緊急避難的措置として必要最小限度の措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、4点目の条例の効果を求めるために助成策を講ずる考えはないかとのご質問であります。条例制定の基本的な考え方として、まず所有者の責務として自らの責任において建築物を適正に管理しなければならないことを規定しておりますことから、解体や危険な状態を解消するために要する費用については、所有者などが負担すべきものと考えております。

県内で空き家条例を施行している市は、本年12月1日現在、当市を含め5市となっております。そのうち解体にかかる費用の助成制度を設けているところは五所川原市だけですが、解体費用の2分の1を助成しても残り2分の1を捻出できないケースや、相続人が複数存在し、誰が申請するのか決まらないケースなどがあり、いまだ助成した実績はないと伺っております。

仮に助成制度を設けた場合、助成に至るまでには空き家条例に規定している一定の手続を踏む必要があり、裏を返せば助成を受けるために行政からの助言、指導あるいは勧告を待つというおそれが生ずることも考えられ、倫理の欠如につながるという危険性や、不公平感を生ずることが懸念されるところであります。

議員ご指摘のとおり、確かに解体費用に対して一部でも助成することは経済的な理由で解体をち

ゆうちょしている所有者にとっては救済措置となり、また近隣住民にとりましても危険の排除とともに安心感へとつながることは十分承知しておりますが、財政的な負担も生じることもあり、現段階では所有者の責務や不公平感のないような方法を優先した考え方で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、ご質問の要旨の1点目の危険建物の数及び3点目の勧告、命令等を出した例はあるのかとのご質問につきましては、担当から答弁をいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 大瀧議員の空き家対策についてのご質問の1点目、市内の倒壊の危険がある建物の棟数についてでございますが、現在92棟ということで把握しております。このうち調査によりまして、所有者を特定しているものはこれまでに33棟となっております。

次に、条例施行後において助言、指導、勧告あるいは命令を出した例はあるのかということについてでございますが、条例に基づく助言、指導につきましては、現在書面等で準備しているものも含めまして18件でございます。

その後の措置であります勧告、命令、公表につきましては、いまだ実施した例はございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 簡潔で丁寧なご答弁、ありがとうございます。

初めに、空き家対策について再質問をさせていただきます。きのうの斉藤孝昭議員への答弁でも伺いましたけれども、条例制定後、勧告、命令、指示など、ある程度の効果があるようですが、ただし所有者不明、その他で大変苦慮している場合もあるということでございます。この条例制定の際に、非常に議論になりました。隣近所、周辺だ

けで迷惑をかけているような空き家であればただしも、不特定多数の人、公益に著しく反しているような交通の妨げ、そういう形が出た場合、勧告、命令、指示を出しても従わないということも間々あると思います。そういう場合には、やはりこの条例の中に強制代執行という形の条例も加えるのが将来的にもいいのではないかなと、このように思います。

もう一つは、先ほど市長の答弁にもありましたが、補助金の問題ですけれども、やはり予算がなくて、どうしても解体できないのだと。趣旨はわかるという方もあります。そういうときには、やはりその補助内容、補助の上限を定めて、そしてその条件によっては聞き入れるというような形も条文に加えられるか。もう一度その点について市長からお尋ねをいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご提言と受けとめました。ご提言につきましては、これからも検討研究を進めていかなければいけないものだと、こういうふうに思います。ただし、先ほど壇上でもお話しましたように、不公平感、また倫理観の欠如ということに相つなげてくる部分もございまして、この部分は十分他市の状況も、他市は五所川原市、先ほど壇上でご紹介いたしましたように、五所川原市がそういうふうな形での2分の1の補助をしていると。しかしながら、一件もまだ実施されていないというふうな状況もございまして、そういうふうなところをしっかりとらみながら研究を進めていきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 今市長のお話もありました。これむつ市の場合は去年、所沢市で制定したのが2010年ということで、空き家条例ができてから、まだ3年ぐらいということで、どのように推移し

ていくかというのが、すっかりどこの自治体でも把握できないというふうに思いますけれども。

例えばむつ市の一つの例ですけれども、市の中心街に空き家があると。そこで、小・中学校の通学路になっている、そして指示、勧告、命令を出してもちょっとできないと。台風、地震、雪の被害で倒壊した、通行人に被害があった。通学路でするので、子供にも被害があったというような場合があります。そのときに、市としては個人の財産でするので、個人で管理運営しなさいと。これは当然なのですけれども、例えば条例をつくったことにおいて、そうなったときの責任は、必ず私は行政に来ると思います。きょうは、傍聴席に報道陣の方がおりませんが、恐らく後ろにいる報道陣の方は、市の責任を追究してくると私は思いますので、できればやはりこういう形で強制代執行と、これはできたから必ずやらなければならないというのではありませんけれども、やはり十分にそういう懸念も加えながら、これは条例をつくったことによる、私は逆に弊害だと思っていますので、できればそういうのも十分に考えていただきたいと思います。

あと、この今少子高齢化です。子供が都会に行って、もう地元に戻ってこない。そして、両親は亡くなった。こっちの住宅が空き家になっていると、そういう場合がこれからますます多くなると思います。そして、空き家になっている、見かねて行政では指示、勧告、命令を出した。その際に、できれば市に寄贈できないかと。無償でその土地を貸してもらえないかというような私は相談をしてもいいのではないかなと。条件によっては、市で解体して、公共の広場として町内会に管理を委託しながら、ここ何年間か、すごく雪が多い。雪の捨て場に町内会の人たちは大変苦労しています。建設部の除雪の担当者、部長、大変苦労していますよね。そういう形で、ちょっと空き地に雪

を持っていくと、いや、すぐ片づけろとか、排除しなさいと言われて苦労しておると思います。そういう形で、できれば指示、勧告、命令を出すときに、そういう条件もあわせてあったら市で解体し、そしてそれを公共の広場として、冬は雪の捨て場、夏の子ども会のネブタをつくって置く場所がないという町内会もあります。そういう場所に使う。そして、子供の遊び場に使う。そのような指示、勧告の際にそういう相談事もできないのかと。どうでしょうか、市長。ご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、前段のほうになりますけれども、これは先ほども、そしてまた昨日も答弁をさせていただきましたが、災害対策基本法、災害救助法の規定、これを用いてさまざまな手法の中で危険を排除していくという手法が出てくるものと。これは、また緊急避難の措置として必要最小限の措置をとっていく。当市でもございました。全く所有者が不明。ただし、もう雪が隣の民家の窓を壊すというふうな、そういうふうな状況もございました。そういうふうなところは、やはり緊急避難的な措置としてとらざるを得ない措置はしっかりとっていくべきだと、こういうふうに認識はしております。

今ご提言がございました。市で土地を買い取って解体をして、それを町内会の雪捨て場、そしてまた夏場は子ども会のネブタだとか集まる場所というふうなご提言でございますけれども、基本的にその部分で大瀧議員は少子高齢化の中で子供たちがどんどん、どんどん少なくなっていく中でというふうなことでございますので、子供たちが集まる場所は、市としてはしっかりとつくらなければいけませんけれども、全町内の中で、それは多分公の道路に面している部分のことのお話だと思いますけれども、そういうふうなことをしていま

すと、非常に膨大な財政負担が出てくるものと、
こういうふうな思いを今お聞きした中で感じた次第でございます。借り上げるということになるのでしようけれども。しかし、借り上げる相手は所在がはっきりしているわけでございますので、その部分に対して相手方に、例えば早く撤去してくださいよとか、そういうふうな指示、勧告、命令、そういうふうなものが行政として手続は踏めることになるわけでございますので、あえてこの部分の空き家が倒壊しそうな、では土地を借りますから、市で壊しますからというふうなことになりますと、壊して整地をしてというふうなことになりますと、非常に大きな財政負担が生じてくるものということで、なかなかこの部分については厳しいものがあるかと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 無償で借りると。例えば、その無償で借りるか、寄附採納を受けるか。よくあるのです。もうこっちへ来ない。もうお父さん、お母さんはむつ市のために何かしてあげなさいということで、市に寄附しますよという人も中にはあります。そして、中にはやはり無償で貸してもいいよというふうな、それをお金を出して借りるとか、お金を出して買うとかというのではなく、無償で寄附採納を受ける、無償で借りるということとでございます。市長は、予算とかお金といえば敏感になりますので、私もそういうので買えとか、お金を出して借りるといってお話はしておりませんので、よろしく申し上げます。

あと最後、この空き家対策について要望ですけれども、空き家対策のほかに空き店舗対策、これからまちづくりをするためには空き店舗対策も非常に問題になります。中心街と言われた本町、駅前通り、そして大湊新町、大変空き店舗が目立って、店舗だけでなく、空き家になっているお店もあります。これからまちづくりをするためには、

非常に町並みがそろわないと町の形成ができないということもありますけれども、ただしこの中心商店街と言われた場所は、住まいするには非常に環境のいい場所です。小さいお店もあります、病院もあります。交通の便もいいです。そういう面で、お店でなく普通の一般住居として建てたいという人もあるのですが、都市計画上、ここが商業地域、近隣商業地域に指定されているのです。一般住宅を建てるということになると、防火地域でするので、ガラスは網入りサッシ、そして外の壁は何ミリ以上なければならぬと。非常にコストがかかりますので、できれば、将来ですけれども、やはりそういう都市計画上の用途地域も幾らか視野に入れて変えていかなければならないのではないかと、こう思っております。

以上でこの空き家対策を終わって、次に協働条例制定についてお伺いをいたします。この9月に発表されました「むつ市市民協働指針」の中に、「市民や行政のように、立場の異なるもの同士が同じ目的を達成するため、それぞれの特色を生かしながら、知恵と力を協（あわ）せ、対等なパートナーとして取り組む」とあります。私の解釈が少し違うかもしれませんが、ここは官民一体となって、このむつ市を盛り上げていかなければなりませんので、私は弘前市のような特定のリングを食べるというのではなく、むつ市の地元の特産品、物産の消費拡大、例えばイカ、ホタテ、タラ、関乃井の酒、下北ワインなど、地元の物産を食する日と定めて官民一体となって地元の消費拡大に貢献できないものか。むつ市ですので、6つです。毎月6日をむつ市の物産を食する日と条例で定めて、ひとつみんなでのこの地元の物産の消費拡大に貢献できればと、このように思います。

そしてもう一つは、浅利議員からも質問がございましたが、青森県は短命県です。その中でも一番短命がむつ市でございます。40代、50代、特に

男性、健康診断の受診率が一番悪いと、こう言われております。病気になって病院に行くと、もうすぐ末期だとか、もう終わりだとかと、こう言われておりますので、できれば健康診断。これは田名部まつり、大畑まつり、川内、脇野沢、大体9月にお祭りが終わります。そうすると、一番40代、50代の男性が飲み過ぎて体を壊すケースが多いです。10月を市民全員で健康診断を受診する月というふうに決めて、そうするとこの短命県、例えば健康診断で早期発見ということになると、やはり病気のほうもすぐよくなりますので、できればその10月を市民全員で健康診断を受けようという月にして、短命返上をするいい機会になりますので、市長、どうでしょう。その件について、ひとつ見解をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） なかなか1点目の地元の産品を食する日というふうな、これはなかなか私どもが今掲げております「むつ市のうまいは日本一」というふうな、さまざまなプロジェクトにも合致している、何か底流が同じかなというふうな思いをいたしました。そしてまた、2点目の短命県、つまり短命市返上というふうな、これも非常にユニークな、ユニークというよりも、かなり実現性が高いご提言だと。ご提言として受けとめさせていただきたいと。ただ、その部分におきまして、やはり市全体でどういうふうな形で取り組んでいけばいいのか、また市民の皆様からのやはりご提言、ご提案、大瀧議員も当然市民の多くの方々の、そしてまた後ろには6万3,000人というふうな市民の皆様方がいる中でのご発言でございますので、こういうふうなご提言として受けとめさせていただき、その盛り上がりというふうなこと、これを期待して、条例化ができるのかどうかというふうなことを研究してみたいと、こういうふうに思います。

ただ、先ほどこちょっとご紹介ございましたけれども、東広島市の日本酒で乾杯とか、そしてまた南魚沼市のコシヒカリの普及、そして弘前市のリンゴの毎月5日というふうなことの例がございましたけれども、何で乾杯するのが、日本酒であろうと、ビールであろうと、それからワインであろうと、そういうふうなところまで条例で制定するのかというふうな疑問があったところも、そして条例の不採択というふうなところも現にあったわけでございますので、気持ちはやはりわかります。その気持ちの醸成を本日のご発言を中心として、キックオフの場所として、10月になったらみんな、特に40代、50代の方々に深酒と喫煙と、そして何とかというふうな、何か3つがあるようでございますので、やはり40代、50代の方々を中心として受診をしてもらうような、そういうふうな機運の醸成、本日がそのキックオフになったのではないかと、こういうふうに思います。これは、やはり国保の会計にもつながってまいりますので、そういうふうな意味での健康チェックをするというふうな機運醸成に我々も取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。

条例化につきましては、やはりもっとも機運の醸成を期待しておるところでございます。今ご異論のあるような方もございましたので、そういうふうなところも踏まえまして、研究をさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 別に条例をつくったからといって強制力、制限があつて、6日になったら必ず下北のものを食べろとか何をしろというわけではなく、忘れるときもあります。奥さんがいないときもありますので、そのときは強制力があるわけではないので、でも地元のものを愛して、そして消費拡大につなげようという機運を盛り上げたいということでございます。

最後に、これ要望なのですけれども、4市町村が合併して8年になります。各地域地域、やはり思いもこだわりもあると思います。当然だと思えます。旧むつ市も合併して50年、まだ田名部だ、大湊だというこのこだわりがある、これは当然だと思えます。でもやはり一つの心になって地域が一体となるような取り組み、これが必要だと思えます。

これからのむつ市を考えれば、観光はやはりジオパークを中心とした大地と大自然、これが中心になっていくものだと思います。ただし、大地を見せるのだ、大自然を見せるのだということになっても、ごみが散乱してははおもてなしになりません。やはりきれいな環境をつくって観光客を迎える。このために、市民一斉清掃、これ2年前までたしかやっていたと思うのですが、今各町内ごとに行っています。これをやはり行政と市民と各地域が力を合わせて一つになって汗をかいて、そして同じ日に同じ清掃をするのだと。そうすることにおいて、やはり市民全体のきずなが深まるということもありますので、ぜひこの市民一斉清掃を復活していただきたいのと、このように思っております。

この条例制定については、先ほども言いましたが、市長、お金のかかること、予算がかかること、非常に敏感ですので、条例は大してお金がかからないと思います。どうか任期中に一つでもいいです、実現していただければと思います。

これで質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（山本留義） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） こんにちは。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第218回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

むつ市において、非常に残念な出来事が続けて明らかになりました。多くの市民が衝撃を受けております。その会見場で聞く「認識が甘かった」というフレーズ、私たちは、この「認識が甘かった」という短い言葉の背後にある多くの問題点と、その原因について解明し、改善していかなければなりません。このたびの出来事は、事実としてしっかりと受けとめて、さらなる市民サービスの向上へとつなげていかなければなりません。上昇への希求こそが組織を成長させるものと私は信じております。

質問の第1は、体育施設整備についてであります。先日閉鎖された市民体育館を初めとして市民アンケートをとると、市民からの要望の高い項目の一つに必ず体育施設整備が挙げられます。こども議会でも毎回のように取り上げられております。むつ市としては、市民の要望に応えるため、これまでも計画的に整備を進めてきていることは理解をいたしますが、それでもなお市民の体育施設整備への要望は依然として大きいものがあります。そこで、今後各種体育施設整備を計画的に進めるためのむつ市としての考え方についてお尋ねをいたします。

質問の第2は、むつ市国民健康保険財政健全化指針についてであります。むつ市では、平成29年より始まる国民健康保険会計の広域での運営、県への移行を踏まえ、地域住民が安心して暮らすことのできるよう中長期的な視点に立って財政の健全化を図り、今後とも安定した財政運営が堅持できるようにむつ市国民健康保険財政健全化指針を策定いたしました。その中身は、医療費の適正化に向けた諸対策、保険税率の改定、一般会計からの法定外繰り入れの3本柱となっております。

このたびの質問では、一般会計からの法定外繰り入れに絞ってお尋ねをしたいと思っております。平成25年度末の累積赤字約7億円を一般会計から繰り入れをするという計画ですが、これまでのむつ市の方針では、一般会計からの繰り入れは行わないというものでありました。しかしながら、このたびの指針では、その主張を180度転換しております。その理由についてお答えを願います。

また、他の保険会計加入者の理解を得ることができるのか、むつ市財政にそのような余裕があるのか、繰り入れにより他の市民サービスの低下を招くことにならないのか、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第3は、教育行政についてであります。1点目は、いじめ防止対策推進法についてであります。ことし6月に国会で成立したいじめ防止対策推進法が9月28日に施行されました。これを受けて文部科学省は、法律の具体的な運用方法などを示したいじめ防止基本方針を10月11日付で全国の教育委員会などへ通知しました。同方針により、いよいよ同法に基づくいじめ防止対策が各学校でとられることとなります。いじめの防止を学校の責務として明確化し、各学校にいじめ防止対策を法律で義務づけたことには大きな意義があると思っております。これにより学校は組織的にいじめに対応する法的責務を負うことになり、学級担任が対

応できなかつたとか、いじめを把握していなかつたなどの言いわけができなくなります。一方で保護者についても、自分の子供がいじめをしないように指導したり、学校がいじめ防止対策に協力するよう努めたりするなどの努力義務が規定されています。

そこで、いじめ防止対策推進法の概要と教育委員会や各学校が行わなくてはならない事項について、またそれらの進捗状況についてあわせてお伺いいたします。

2点目は、就学援助についてであります。ことしのカンヌ映画祭のコンペティション部門で、6年間育てた息子が病院で取り違えられた他人の子供だとわかった2組の夫婦を描いた映画「そして父になる」が審査員賞を受賞しました。この映画と同じような出来事が実際に起きていました。東京都江戸川区の60歳の男性は、60年前の昭和28年に、生まれた病院で別の赤ちゃんと取り違えられたとして社会福祉法人を訴えました。判決は、取り違えを認めて3,800万円を賠償するよう命じました。取り違えられた男性は、幼くして父親を亡くし、生活保護を受けながら、中学卒業後は進学を断念し、町工場に働きに出ることになりました。一方、取り違えで男性と入れかわった男性は裕福な家庭に育ち、何不自由なく暮らし、大学を卒業し、社会的にも成功をおさめています。私は、映画のようなことが実際に起こっていたということに大きな驚きを感じると同時に、家庭の経済状況により子供の将来にこんなにも大きく影響を与えてしまうという理不尽さに衝撃を受けました。

子供の貧困が大きな社会問題となっております。私は、公教育の場においては、家庭の私費負担がなるべく大きくならないような配慮が必要だと考えます。経済状況により子供の将来の選択肢にマイナスの影響が少しでも出なくなっほしいという願いを込めて質問をさせていただきます。

むつ市で行っている就学援助の支給項目はどのようになっているのか、また支給基準、申請手続、制度の周知方法はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

3点目は、学力テストの成績公表についてであります。小学6年生と中学3年生を対象に、毎年4月に実施している全国学力・学習状況調査について、文部科学省は各自治体、教育委員会による学校別の成績の公表を一定の条件のもと、来年度から解禁すると発表しました。そこで、現時点での教育委員会のご所見を伺いたと思います。学校別の成績公表を認める方針を決定されたことに対する教育委員会としてのご所見と、学校別の成績を公表することによるメリット、デメリットについて、現時点で成績の公表についての見解はどうなっているのかお尋ねをいたします。

4点目は、学力向上についてであります。学力には、いろいろな定義があると思いますが、ここで言う学力は、テストでよい成績を上げるための学力に絞ってお尋ねをいたします。

ことし行われた全国学力テストによると、むつ市では小学6年生では全国平均を上回り、青森県の平均も上回る好成績であるが、中学3年生では、一部全国平均を上回るものはあるものの、全体として下回り、青森県の平均とは依然として差があるという結果となっております。

教育委員会では、その原因として、中1ギャップを挙げており、その解消のため、小中一貫教育を推進し、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実に努めてきたと話しております。私は、疑問に思っております。中学での成績低迷の大きな要因として中1ギャップが挙げられていますが、果たして本当にそうなのでしょうか。中1ギャップは、全国どの地域でも同様にありますし、青森県内でも同じです。もしむつ市だけが中1ギャップが他より大きいとするならば、その原

因を徹底的に探るべきです。そうではなく、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導がうまくいっていないためではないでしょうか。私の疑問の部分も含め、これまでに行ってきた児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導とは具体的にどのようなことを行ってきたのかをお尋ねいたします。

5点目は、自転車の安全運転指導についてであります。自転車に乗るのに免許は必要ありませんが、道路を走るときには車と同じように道路交通法に従わなくてはなりません。自転車の交通問題に社会の関心が高まる中、改正道路交通法がことし6月に成立し、今年12月より施行されます。改正により自転車が道路右側の路側帯を通行することが禁止されました。違反をすると、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金という厳しい罰則となります。これほど身近な自転車に関する法改正について正確に知っている人は非常に少ないのではないのでしょうか。また、自転車での道路通行において、そのほかのルールについて正確に知っている人はどれほどいるのでしょうか。自転車による交通事故が増加している中、そのルールについて正確に知り、守るということは、子供たちの安全を守るという観点から重要であると思います。

そこで、学校現場では自転車の安全運転指導はどのように行われているのか、道路交通法改正についてはどのように対応しているのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの1回目の質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

体育施設整備についてであります。平成23年8月24日に施行されたスポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々

の権利であるとして地方公共団体に対して、地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めるものとする明記されております。これを受け、市では、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を実現していくためにスポーツ環境を整え、市民一人一人が日常生活の中にスポーツを取り入れることのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、仮称ではありますが、むつ市スポーツ推進計画並びに仮称であります、むつ市スポーツ施設整備計画を本年度策定に向け作業を進めております。

当市の体育施設については、建設から年数を経た施設が多く、傷みが目立つようになりましたが、計画的な修繕や更新を行ってきたところであります。しかしながら、行政報告させていただきましたむつ市民体育館につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、補強方法を検討する調査を実施したものの、補強に対する手だてが見出せないことから、市民の皆様の安心安全を第一義に総合的に判断し、やむなく閉鎖としたところであります。

また、施設整備につきましては、推進計画策定の基礎資料とすべく平成23年度に行った市民アンケート調査では、約1,600人からご回答をいただき、その結果を見ましても、約80%の方々は新たなスポーツ施設整備が必要との回答であり、要望は多くなっております。今後は、先ほど述べましたように、推進計画や施設整備計画の策定後、それらの計画に沿ったスポーツの推進や施設整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ市国民健康保険財政健全化指針についてのご質問にお答えいたします。まず、一般会計からの法定外繰り入れを行うことについてであります。これまでもお答えいたしましたとおり、国保会計は国保税と国庫負担金等の公費により、

保険給付費や保健事業の支出を賄うというのが原則であると認識しております。しかしながら、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでとも言われ、病気やけがで仕事をやめざるを得なくなったとき、あるいは高齢となって退職されたときなど、他の健康保険に加入している現役の稼働層もいずれは必ず加入する医療保険制度であることから、健全な運営は市民生活を守るうえで大変重要であるものと考えております。ましてや、現在の国保財政は累積赤字に加え、被保険者の高齢化や所得の低水準化、医療の高度化に伴う医療費の増加など、構造的問題が深刻化し、ますます厳しい状況に置かれております。仮にこれまでの累積赤字をそのまま現在の加入者に求めるにしても、過重な負担を強いることになり、被保険者の生活を圧迫するとともに、国保税の未納者をふやすなど国保財政をさらに危うくすることになり、結果的に健全性を損ねることにつながりかねません。したがって、国民皆保険制度を維持し、国保財政の安定的かつ健全な運営を図るため、これまでの累積赤字分については一般会計で解消を図り、今後において見込まれる新たな不足分については現在の加入者に応分のご負担をしていただくという判断に至ったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国保加入者以外の方に理解が得られるかについてであります。一般会計から繰り出しを行うことは、確かに国保加入者以外の市民にも一定の負担を強いることとなります。しかしながら、近年の国保財政の運営においては、後期高齢者医療制度や介護保険制度に対する相当額の拠出が毎年度大きな比率を占めるなど、特別会計の構造が変容しております。言い換えれば、国保会計は今や国保加入者のための純粋な医療会計ではなく、他の社会保障制度への補完的な役割を担っているわけであり、したがって、国保会計の本

質が独立した特別会計の枠を超え、ある意味では既に幅広い公益性を内包しているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議員がご懸念されております一般会計からの繰り出しの実現性と、それに伴う市民サービスへの影響についてであります。ご承知のとおり去る11月1日付依命通達により、平成26年度予算編成方針を発したところであります。この中では、厳しい財政状況下にあることを改めて強調しながら、既存の事務事業全てについて選択と集中の視点に立ち、何が必要で何が不要でないのか、本当に市民が望んでいるのか、自己満足に陥ってはいないか、費用対効果はどうなのか、無駄な部分はないのか等々の検証を徹底し、本腰を入れて事務事業のスリム化を図るよう指示をいたしました。したがって、市税等一般財源の増収がなかなか期待できない現状を踏まえ、こうした取り組みをさらに推し進めていくことで新たな財源を捻出し、国保財政が抱える累積赤字の解消と安定化のため、可能な限りの繰り出しを継続したいと考えておりますし、このことによる市民サービスの低下は招かぬよう十分配慮してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政のご質問につきましては、教育委員会から答弁となります。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 中村議員のご質問にお答えします。

まず、教育行政についてのご質問の1点目、いじめ防止対策推進法についてお答えします。初めに、法律の概要についてであります。議員お尋ねのいじめ防止対策推進法は、第183回国会において成立し、平成25年法律第71号として、平成25年6月28日に公布、その3カ月後の9月28日に施行されました。この法律では、いじめの防止等の基

本理念や対策の基本となる事項を示しており、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者の責務等を明らかにするほか、国及び学校にいじめ防止基本方針の策定を義務づけ、地方公共団体には地方いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めています。

次に、この法律に基づき教育委員会や学校が行わなくてはならない事項についてです。市または教育委員会が行わなくてはならない基本的施策としては、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見のための措置、関係機関等との連携等、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等及び啓発活動と7項目が挙げられております。また、学校が行わなくてはならないこととしては、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や具体的な内容を定めた学校いじめ防止基本方針の策定と、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、学校いじめ対策委員会等を設置することとなっております。そのほかには、実際にいじめの事実があると思われたときの学校による対処や、児童・生徒の命にかかわるなどの重大事態が起きた場合の市や教育委員会及び学校による対処が定められております。

次に、むつ市としてのいじめ防止基本方針の策定に向けた進捗状況であります。このたびの法律施行に基づく国の基本方針につきましては、文部科学大臣決定として、平成25年10月11日に通知されたばかりであります。青森県としても、その通知を受けて基本方針を策定する方向で検討しているようではありますが、いまだ各市町村に対して示されていないのが現状であります。むつ市が当市のいじめ防止基本方針を定めるか否かは、このた

びの法律によれば努力義務とされているところですが、いじめの問題は心豊かで安全安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であります。

このような中、去る11月8日に開催されたむつ市子ども議会において、市内の中学校を代表する生徒の皆さんより「むつ市中学生いじめ防止宣言書」の制定についての議案が提出され、熱心な審議を経た後、満場一致で可決されております。宣誓書の内容につきましては、当市のホームページにて公表しております。そこに込められた生徒たちの思いは、むつ市に住む全ての中学生の力を結集して、ともに学び、認め合い、励まし合い、支え合うことを基本に、いじめを決して許さない学校をつくり上げていこうというものです。教育委員会といたしましては、このような生徒たちの真摯な取り組みに応え、むつ市中学生いじめ防止宣言書にうたわれたいじめのない生き生きとした学校生活を実現してまいりたいと考えております。そのためには、県の基本方針の策定を待つてからとか、他市町村の動向を伺ってからという消極的な姿勢ではなく、ほかに先駆けてでも当市の基本方針を策定し、市民総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を早急に整備することが必要であります。

現在文部科学省からは、県教育委員会を通じて各学校で定めることが義務とされている学校いじめ防止基本方針について、地方公共団体の策定を待たずに平成25年度中に策定を終えるよう努めてほしい旨の要望が届けられております。本来学校は、国や地方公共団体の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じて定めることとなっております。しかしながら、県や当市の参酌すべき基本方針がない中、それぞれの学校でそれぞれの考え方で策定することとなりますと、学校現場の混乱はもとより、市民総がかりで一体となって進めよう

とする取り組みにそごが生じてくることも危惧されます。このようなことから、教育委員会といたしましては、各学校が基本方針の策定に取り組む前に、学校におけるいじめの防止等にかかわる基本的な施策についての考え方や内容を示し、学校現場と教育行政が一体となっていじめの撲滅に取り組んでいけるよう作業を進め、今年度中の策定を目指しているところであります。

いじめ問題は、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であります。そのためにも、一刻でも早く市民の皆様にもつ市いじめ防止基本方針を公表したいとの強い決意を持って、現在策定作業に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、就学援助についてのご質問にお答えします。むつ市就学援助費支給事業は、生活保護受給中である要保護者、そして要保護者に準ずる程度に困窮している世帯として、市民税の所得割が非課税である世帯または保護者が病気や入院等で就労できない状態にあると認める世帯を対象として、保護者の申請により就学援助費を給付しております。

この事業による就学援助の内容といたしましては、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費及び学校給食費であります。なお、要保護者に対しましては、本事業では修学旅行費のみを給付対象としておりますが、修学旅行費以外の学用品費等に相当する援助は他法、つまり生活保護法による教育扶助として給付されていることによるものです。

次に、就学援助制度の周知方法であります。毎年4月に児童・生徒を通じて就学援助制度のお知らせを全ての保護者に通知しているほか、毎年2月をめどとして市政だよりへの掲載及び市のホームページでもご案内しております。このように

さまざまな形で本事業の周知を行っておりますことから、生活にお困りの方が就学援助制度を利用する機会は保たれているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の3点目、学力テスト成績公表についてお答えします。11月29日の文部科学大臣の記者会見におきまして、全国学力・学習状況調査の学校別の結果について、来年度調査から学校を設置する市町村教育委員会の判断で公表することができるとの発表がありました。このことについて、県教育委員会より平成25年12月4日付で通知がありました。調査結果の公表に当たりましては、これまで文部科学省では調査の目的に留意し、特に学校間の序列化や過度な競争につながらないよう十分に配慮したうえで適切に取り扱うよう各教育委員会へ通知してまいりました。教育委員会といたしましては、このような文部科学省からの通知を受け、市内各小・中学校ごとの正答率の公表は行わないこと、またむつ市全体の調査結果の公表に当たっても、正答率の数値を示さずに全国平均正答率と県平均正答率との比較のみとしてまいりました。平均正答率という数値が当市における小・中学生の学力の全てを意味するものであると誤解されたり、その公表によって市町村ごとの序列化、過度な競争につながることをないようにするための配慮であります。むつ市の小・中学校の中には、学年の児童・生徒の在籍数が1桁の学校もあり、学校の成績の公表が児童・生徒個人の成績の公表となり得る場合が考えられ、学校規模への十分な配慮が必要となることから、現時点では学校ごとの正答率の公表は行わないことと考えております。

教育委員会といたしましては、学力調査の結果につきまして、各学校において全国学力・学習状況調査の結果を分析し、日々の教育活動を見直し、指導改善に役立てていくことを第一に考えており

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の4点目、学力向上についてお答えします。まず初めに、中1ギャップについてであります。中学校における教科指導の特徴として、教科担任制であること、指導内容の量が増加すること、授業のスピードが速くなることなどが挙げられます。このことについては、指導内容の専門性や子供たちの発達段階を考慮してのことではあります。小学校時代の学年が上がるにつれて難易度や内容が増加する場合と比較しますと、子供たちにとっては小学校から中学校に入学した際の段差が大きくなり、つまりぎや不適応を起こしやすくなっている現状にあります。児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導につきましては、各学校におきまして学力調査や学習状況調査等の結果を分析し、児童・生徒の一人一人の実態に応じて習熟度別学習、コース別学習、チームティーチングや帰りの会等を利用して児童・生徒一人一人の学力向上が図られるよう取り組んでいる状況にあります。

また、長期休業を利用しての整理学習等を実施し、児童・生徒の学習段階に応じた指導や個別支援で学習内容の学び直しや個々の学力を高めるための方策を講じ効果を上げております。

中学校におきましては、朝と昼の時間帯を利用して基礎的、基本的事項を定着させるための個別指導や、定期テスト前には部活動の時間帯を利用して教師が生徒の質問を受けたり、個別指導ができる時間を設定している学校もあります。むつ市教育委員会といたしましても、こうした学校のきめ細かい指導対応への取り組みを支援すべくスクールサポーター、小中一貫教育学習支援員を配置し、活用していただいております。

このように、各学校におきましては、児童・生徒の実態に応じた取り組みを通して児童・生徒一人一人の学力向上を目指しており、教育委員会と

いたしましても、人的支援を初め学力向上にかかわる研修会、教科指導力を高めるための研修会、小学校5、6年生と中学校1年生の学級担任とが一堂に会し、それぞれの児童・生徒についての情報交換を行う中期学級担任連絡協議会の開催など、学力向上を目指した施策を実施しているところでもあります。

ことしの4月に実施されました全国学力・学習状況調査におきましては、小学校6年生では実施科目全てにおいて全国平均正答率を上回っており、中学3年生では国語の基礎基本問題で全国平均正答率を上回るという成果が出ております。また、同時に行われました家庭学習等の時間の調査では、小学校6年生は全ての項目で全国平均を上回っており、中学校3年生においても1日に1時間から2時間勉強している割合では全国平均を上回るなど、家庭学習習慣の形成という点においても成果が出てきております。さらに、8月に実施されました青森県学習状況調査においては、中学2年生も昨年度より向上しているとの報告も得ております。

むつ市教育委員会といたしまして、各学校での取り組みを支援するとともに、教育委員会の取り組みをさらに充実させ、今後も児童・生徒の学力向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の5点目、自転車の安全運転指導についてお答えします。まず、学校現場では、自転車の安全運転指導はどのように行われているかについてであります。小・中学校においては、いかなる場合においても児童・生徒の安全の確保が最優先されるべきと捉え、日常的にさまざまな安全指導に取り組んでいるところでございますが、それは学校施設を離れた場所においても同様であります。その学校施設外において安全確保の配慮が必要な場面が公道における自

転車運転であります。したがって、むつ市内の小・中学校にあっては、それぞれの学区の交通事情等を考慮したうえで、児童・生徒の安全確保に向けた指導を計画的に実施しております。小学校では、全ての学校において4月に交通安全教室を実施し、中・高学年を中心に校庭等で実際に自転車の正しく安全な乗り方についての指導を行っております。また、むつ警察署の方を講師として招き、児童の交通規範意識の向上に取り組んでいる学校もございます。そのほか自転車の点検整備に関する呼びかけを行ったり、自転車運転に関する学校独自の決まりをつくり保護者に配布したりするなど啓発的な活動にも取り組んでおります。

中学校では、多くの学校で自転車通学をする生徒がおり、一層安全面に配慮した指導がなされております。自転車通学時の確実なヘルメットの着用はもちろんのこと、自転車の定期的な整備や交通ルールの遵守等について、学校、学年体制で指導を行うとともに、学級活動の内容として、交通事故の責任と補償を取り上げるなど、公道を使用する社会の一員としての自覚を促す指導にも取り組んでいるところでございます。

次に、道路交通法改正についてはどのように対応しているかについてであります。道路交通法の一部を改正する法律が平成25年6月14日に公布され、そのうち自転車に関しては軽車両の路側帯通行、自転車の検査等について、平成25年12月1日より施行されております。これまでも各小学校においては、児童・生徒の安全確保に重点を置いた指導を行ってきたところですが、今回の道路交通法改正の背景の一つに、年々悪化する自転車の交通事故情勢があります。それを改善するための法改正であることを踏まえ、法にのっとった自転車運転指導のさらなる工夫、改善が必要であると考えます。したがって、今回の改正で取り上げられた路側帯の左側通行の厳守を初めとして携帯電話

等を使用しながらの自転車運転の禁止や自転車の並進の禁止など、自転車運転にかかわる道路交通法についても地域や学校の実態に応じた自転車運転指導が行われるように各学校への情報提供と指導をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、順を追って、もうちょっとお聞きをしていきたいと思えます。

まず、体育施設整備についてであります。体育施設整備の要望の一因としてよく言われるのが、全国規模の大会を開催できる施設がないということ、これはよく言われます。これまでのむつ市で行われた全国規模の大会といたしますと、1977年の第32回あすなる国体がありましたが、そのときは先般閉鎖された市民体育館でバレーボールの予選、あるいは芦崎湾でボート競技等が行われております。市民体育館は、もう現状では使用できませんし、芦崎湾のボート場も常設はされておられません。また、2011年のインターハイのときは、しもきた克雪ドームでフェンシングを行いました。そのときはフェンシングの試合用の設備を持ち込んでの運営でございました。それから考えると、現時点では全国規模の大会を開ける施設がむつ市にはないということだと思っておりますが、そんな中、2025年予定の国体に青森県が手を挙げる準備をしております。これをてこに体育施設整備を加速させていけばどうかというふうな考えを持っておりますが、さすがに市民体育館はそのときまで待てというのはちょっと無理な話だとは思っておりますけれども、むつ市で単独で体育施設整備を進めるのが困難であるならば、県とタイアップするという方法も十分考えられると思っておりますが、この点についてどう思われますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第80回の国体を青森県で開

催するよというふうな動きがございました。この部分につきましては、本年の4月8日に青森県体育協会加盟団体へ要望書を提出するとともに同意の依頼があったということで、むつ市体育協会でも4月24日付で同意書を提出し、そして積極的に県体育協会、そして青森県知事、青森県議会、県教育委員会に招致する要望書を提出したというふうな、こういうふうな動向がございました。そこでむつ市にも、当市にも県体育協会会長自らがお越しになりまして、この開催招致に向けた要望というふうなことを承り、私も昭和52年以来のあすなる国体以来でございましたので、その加盟団体等々と歩調を合わせて開催に向けていきたいと、こういうふうな意思をお伝えしたところでございます。

やはりその場面において、国体と歩調を合わせてというふうな考え、これはまた一つ必要な場面が出てくるのかと。つまりこれは、そのときに合わせて何かをつくるのではなくて、それ以前にスポーツ力向上のためにと。これが開催が決定されるのは、まだかかると思えますけれども、それに向かつてのスポーツ力の向上というふうな一つの大きなテーマのもとで、この国体の開催を契機にした形の中で体育施設を要望していくと、可能性を探っていく必要があるものでないかと、こういうふうな思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ぜひともその考えに沿って、少しでも整備が進むことを望みたいのであります。むつ市単独として施設整備がもし、やっぱりこの現状ですと難しいのはわかるので、逆にむつ市営ではなくて、どうでしょう、県営の施設を要望するというのはどうでしょうか。先般八戸市は、県立屋内スケート場の建設を八戸市長、八戸市議会、八戸市選出県議会議員が一丸となり、2003年来、三村知事は財政改革の観点から大規模施設の

新規整備を凍結したにもかかわらず認めさせることができました。私自身、本当に八戸市はうまいことやったなというふうな思いをしているのですが、むつ市もそのように手を挙げてみる気はありませんでしょうか。市長、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 八戸市の動向は、私も承知しております。これ青森県の地勢から見ますと、下北半島に県営のそういうふうな体育施設がないというふうなのは、これは本当に私も疑問に思うところでありまして、中村議員のお話の部分は十分私も理解をしておるところでございます。やはりここに県営のスポーツ施設がないということ、なぜないのだろうというふうな、まずその疑問は十分共有しておるところでございます。

今後の動きの中で、議会の中からもそういうふうな声があるというふうなことをさまざまな場面でお話をさせていく場面も出てくるかと思っておりますので、ただいまのご発言は重々重く私自身も感じておりますし、重く受けとめた今後の活動の中での一つの大きなテーマになろうと、こういうふうな認識をいたしております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今むつ市には県営の体育施設はないと言いましたけれども、県営のボート場がございます。県内唯一のボートコースなのですが、残念ながら全国規模の大会は開けないボートコースです。オリンピック選手もたくさん生まれている競技でもありますし、高校生の活躍も目覚ましいものがあります。かつて一時的には整備の話も出ておりましたが、現在は立ち消えております。国体が開かれるとするならば、ボート場は絶対に必要だと思いますので、この部分も含めて、今市長がおっしゃられたように、県への要望も含めて、今後その中の一つとしてぜひとも頭に入れておいてほしいと思います。

次に、国民健康保険財政健全化指針についてありますが、これまでと主張を180度転換したということは、私が壇上で上げました懸念について、恐らく全て承知したうえで市長は腹をくくったということではないかと思うのですが、そのような解釈でよろしいですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員からもご指摘をされました180度の政策の転換であるというふうなところ、それは十分私自身もこれまでの議会の中での受益者負担の部分、こういうふうな部分で法定外の繰り入れ、それ以外の部分での繰り入れはさまざまございましたけれども、その部分についてはこの国保財政状況を見ますと、単に医療費のみならず、介護の部分、後期高齢者の部分、これが非常に膨れ上がってきている。そして、やはりこの部分は、全国民皆保険のその部分に及んでくるというふうな部分、そういうふうなところを総合的な判断をして、このような形で先ほど壇上で答弁をさせていただいたような判断に至ったというふうなことでございます。そういう意味では、財政的なゆとりはありません、はっきり申し上げまして。そういうことで、今後の平成26年度以降の赤字をできるだけ抑えていく。そしてその部分については、国保の加入者、被保険者の方々に負担をしていただく。しかしながら、平成25年度末で7億になんなんとする、超えるかもしれない、そういうふうな赤字のこの部分、これは財政計画、財政状況を鑑みながら、その赤字分はやはり繰り出しをして埋めていかなければ、それ全体を国保の加入者の方々に負担をしていただくということは、ますます歳入の部分で未収税というふうな形ではね返ってきますし、そしてまた平成29年度、中村議員もお話のように、広域化されたとしても、その部分での赤字を、この広域化されたところで負担をしてくれというふうなことにはならな

いわけでございます。そういうふうなことを総合的に判断をして、180度転換というふうなことで、そういうふうな評価にもなるかと思えますけれども、私としては180度の転換というよりもその国保の体制、国保会計が国保のみならずというふうなことになってきたということでの転換の政策をとらざるを得なくなったというふうなところをご理解をぜひいただきたいと、そのように思っています。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 他会計に加入します市民から理解を得られるとしたら、私は一般会計からの繰入額を一元でも少なくすることだというふうに思っております。恐らく7億円ほどということですが、それに近い額の滞納繰越金は恐らくあるのだろうと推測します。それらを確実に徴収するという言い方はちょっとどうかと思いますが、確実に納めてもらい、一般会計から一元でも繰入額を少なくすることによって理解を得ていくというふうな方法をぜひともとってほしいということをご述べさせていただきたいと思えます。

では、次に教育行政についてであります。まずいじめ防止対策推進法につきましては、教育委員会のいじめに対します意気込みは十分に伝わってまいりました。今はまだその取り組み状況は途中だということですので、具体的な詳しいことについては、その進み方を見て、また別の場面でお話をさせていただきたいと思えます。

就学援助につきましては、子供の貧困については学業の面というのはよく言われますが、それにプラスしてクラブ活動を行うときにも及んでいると思えます。道具ですと、クラブ活動をするために道具類をそろえる初期投資や合宿費、あるいは大会参加費など、それこそお金のかかるクラブへの入部を諦めている子供も中にはいるのではないかとこのように思えます。子供の選択肢が少しで

も減るようになってほしいというふうに思いますが、そんな中で文部科学省では、2010年に新たな支給基準にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費というのを追加されていると思えますが、むつ市ではどのような状況になっておりますでしょうか。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 支給対象にクラブ活動費をというようなお話でございますが、確かに国においてはそのような基準の改正に向けて動きが今まであります。ところが、この財源というのはほとんどが地方交付税または市の税を充当しております。市の一般財源に頼るところが多いというふうな中で、県内で見ると、各市でその対応が実はばらばらの状態になっております。議員お尋ねのとおり、クラブ活動についてはむつ市でその対象外としておりますことから、現在の状況を十分に今後把握したうえで、その辺のところはフォローできるものかどうか、検討していかねばならないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） これらの就学援助については、各自治体で対応がばらばらということですので、恐らくむつ市教育委員会においては、これを拡充していきたいというお気持ちがあると思えますので、ぜひとも市長には、そのような要請が来た場合には応えるような形で進めていただきたいと思います。再三市長が言っております、「こどもは地域のたからもの」でございますので、子供たちの無限の可能性の芽を摘むことがないよう、それをバックアップするむつ市であってほしいなというふうに思えます。

次に、学力テストの成績公表についてでございますが、現時点では公表する考えはないということ

ですが、それでいいのかなというふうに私は思います。今述べられました理由を聞いていますと、子供のことを第一に考えているようでありながら、実際のところは学校側といいますか、教育委員会側、それこそ大人の立場に立った理由のように聞こえます。懸念される点については、学校や教育委員会がきちんと対応さえすれば全部防げるものではないのかなというふうな感じを受けました。それこそいろんな問題が起きたときにこそ、危機管理能力が問われているのに、何かそれを避けているような、そんなふうには聞こえました。いつも問題が起こると、その本質を歪めているのは大人であって、決して子供たちはそんなことはしないと私は思っています。なので私は、そういう観点からも公表すべきだと思っているのですが、再度をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） この公表の問題については、現在のところ公表しないというふうに考えているということでございますが、この後いろいろな子供たちに影響のないような公表の仕方等の例が各地で行われるかもしれません。そういったようなことも参考にしたいと思いますが、先ほどお話の中で、子供たちのことを考えていないのではないかなというふうなことでありますが、ある県の小学生が、その学校の校長先生のところに行って、自分たちがいい点数とれなくてごめんなさいというふうに言ったというふうなこともございます。そういったようなことを考えますと、私はやはり公表することで説明責任を果たすのではなくて、その結果をどのように学力向上につなげていくかと、そういう施策をすることで説明責任を果たしていくというふうにしていくことが子供たちにとっても幸せなことではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 教育長の言うことは理解をいたします。

学力テストからわかるのは、子供たちの能力のほんの一部にすぎないかもしれません。私としては、公表することにより、できる子はもっと伸ばしてあげて、つまづいている子供は少しでも前に進めるようにしてあげる、そして加えて先生の指導力の向上にもつなげていってほしいなというふうに考えます。

一般論として、よく学校は閉鎖的だという保護者や地域の声というのはありますが、それこそそれらを払拭するためにも地域や家庭と連携して子供たちを育てるのに必要な情報を開示するということは、それこそ信頼関係を構築していくうえで非常に大切なことだと思いますので、この問題については、また別の機会でお話をしたいと思いますが、こういうふうな点についても考慮していただけたらなというふうに思います。

時間ですので、今回教育行政について、割とボリューム多く言わせていただいたのですが、やはり子供たちの知りたいという根本的な欲求をやはり私たちはかなえてあげなくてははいけないのではないかなというふうに思っています。子供たちはできなかったことができるようになると、本当に喜んでいい顔をいたします。やはり子供たちは誰もがわかりたいし、知りたいというふうに思っております。勉強することは、子供たちの将来の成功を約束することはできませんが、子供たちの成長は間違いなく約束できるものだと思っております。そういう意味からも、子供たちの大切な将来のためにむつ市が教育の充実に努めていただくことを強く要望して質問を閉じさせていただきます。

○議長（山本留義） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日時睦男議員

○議長（山本留義） 次は、日時睦男議員の登壇を求めます。6番日時睦男議員。

（6番 日時睦男議員登壇）

○6番（日時睦男） むつ市第218回定例会に当たり、本年最後の一般質問者として登壇いたしました社会民主党の日時睦男であります。通告順に従い、2項目について一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、主役は市民の理念のもと、明快で明確な誠意ある答弁をご期待申し上げます。

質問の1項目めは、指定管理者制度についてお伺いをいたします。本制度は、平成15年6月の地方自治法の改正により法制化されましたが、その目的は多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることと規定されております。

この制度発足を受け、むつ市は平成17年3月に条例を制定し、平成25年度現在、54施設を19の法人団体と管理運営の協定を締結し実施しておりますが、指定管理者制度の導入及び運用に当たっては、市民への説明責任を果たしながら、公正公平に取り扱いを決定していく必要があります。したがって、各施設における具体的検討を行うに当たっては、市が公の施設の設置者として公的責任を十分に果たすことを基本とし、経済性のみならず、市民サービス向上の観点などもあわせて検討しな

ければならないと思うのであります。

また、各施設の設置目的、性質、管理状況、これまで蓄積されてきた管理運営のノウハウや施設管理を取り巻く状況、市民との協働、本市の施策や地域とのかかわり、人権尊重を初めとする行政の役割を踏まえ、総合的な観点から施設の目的を最大限に発揮できるよう管理運営のあり方を検討していく必要にもあるわけであります。

さらに、施設の設置趣旨に鑑み、市民サービスの向上と満足度の高い安定的なサービスの提供を図るため、最も効率的、効果的に制度を運用していくことも必要と考えます。

以上のことから、次の6点についてお伺いをいたします。

その1つは、指定管理者の公募、非公募の選定基準を設けているのかについてであります。条例は公募を前提としつつも、緊急の場合、その他特別の事情があると認められる場合は公募によらず、指定管理者の候補として適当な団体を指名することを可能としておりますが、特別な事情とはどのようなものを指すのでしょうか。そして、その基準なり内容は透明性、公平性を確保する意味から明文化しておく必要があると思いますので、あわせてお答え願います。

2つ目は、情報公開条例など、本市関係条例などへ具体的にどう対応しているのかについてであります。施行規則第3条で指定管理者制定委員会の委員は、副市長を委員長に、委員は総務政策部長、財務部長、企画調整課長、財政課長、管財課長及び施設を所管する部長、当該施設が分庁舎の施設である場合は当該分庁舎所長及び本庁舎の関係部長をもって組織すると規定しております。施設を所管する部長が選定委員会の委員を務めておりますが、しかしながら施設を所管する部長は、職務上、応募した法人名などを承知しつつ、選定審議に加わっていることから、公正公平な審議に

疑念を持たれかねないので、所管する部長は委員ではなく、説明員とすべきと思いますが、見解を求めます。

3つ目は、指定管理者の選定手順をマニュアル化しているのかについて伺います。指定管理者の導入手順としては、指定期間の決定、選定委員会の開催、公募の実施、選定審査、議会への上程、議決、協定書締結、指定管理者による管理運営開始の手順で進められ、指定管理料の積算、指定期間、協定書などの事務は指定管理施設の管理運営を担当している部署が行っているとのことですが、統一した取り扱いをするため、事務の流れを含めたマニュアルを作成すべきと考えますが、これまでの対応を含めお伺いをいたします。

4点目は、選定委員会委員に外部有識者の選任についてであります。指定管理者選定委員会規定で、選定委員は市職員だけの構成となっておりますが、応募団体間の利害関係が生じるおそれがあることから、当然のことながら事業計画書をもとに公平公正に努め、客観的な判断で選考に当たることが求められております。市民の声を選定審議に反映する意味からも、弁護士、公認会計士、専門家などの外部有識者を加えた委員会とし、より一層透明性、公開性の確立に資すべきと考えますが、お答え願います。

5点目は、選定委員会会議録を市民等への閲覧についてであります。選定が客観的な観点から公正公平に審議されていることを明らかにすることが必要でありますし、その意味から会議録を市民などの閲覧に供し、さらに選定結果及び会議要旨を選定委員名の公表も含め、市政だより、ホームページを活用して情報提供すべきと思いますが、いかがでしょうか。

6点目は、応募団体などの個人情報の保護管理について伺います。以上のことを進めるに当たって、最も留意をしなければならないのは、申請団

体の称号及び名称、代表者の氏名などを匿名にするなど、検討過程において、このほか恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続を含め、個人情報の保護管理に特段の配慮が必要であると認識をいたします。この点についてのこれまでの実態と、今後の具体的施策をお示し願います。

質問の2項目めは、教育行政について3点伺います。その1つは、教育委員会制度改革についてであります。現在の教育委員会制度の理念は、特定の党派に偏らない政治的中立性の確保、ころころと方針が変わらないような継続性、安定性の確保、専門家だけに任せるのではなく、地域住民の意向を反映するという3つの大原則が掲げられていますが、教育委員会制度の見直しを審議してきた中央教育審議会の分科会が、11月27日、地方教育行政の最終責任者を教育委員会から自治体の首長に移す答申案を示し、中教審は年内に国に答申をする予定としており、国は来年春にも法案を国会に提出するとの報道がなされておりますが、この制度見直しについて、市長はどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

2つ目は、学力テストの実施結果を学校教育にどう生かしているのかであります。全国学力テストは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを目的に、平成19年から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施され、むつ市教育委員会は学校教育を進めるに当たって必要との判断から、この学力テストに参加、実施してまいりましたが、その結果児童・生徒の教育向上にどのように生かされてきたのか、メリット、デメリット及び今後

の課題と対策を含め、お知らせを願います。

3点目は、学力テストの結果公表についての所信を伺います。このことについては、先ほどの中村正志議員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、質問をさせていただきます。

文部科学省は、全国学力テストについて、これまでは教育委員会による学校別公表を禁じてきましたが、教育の責任は現場の先生にあると明らかにする必要がある、テストを受けたら結果がわかるのは当然だ、地域への説明責任を果たしたい、結果は地域で共有すべきだなど、各地の公表派首長の声に押され、来年度から市町村教育委員会の判断で公表できるように検討しているとの報道があります。したがって、この公表問題については、今後国からの報告を受け次第協議されるものと思いますが、公表すれば学校間や教師間での競争主義を助長し、ひいては学区制にも波及しかねない問題を含んでいることから、公表すべきではないと思うのでありますが、学力テストの結果公表について、教育委員会委員長の所信を伺います。

以上、2項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、指定管理者制度については、担当より答弁をいたします。

次に、教育行政についての1点目、教育委員会制度改革に対する私の考えということについてであります。教育委員会制度は、戦後我が国に導入され、半世紀以上にわたる歴史がつづられてきているところでありますが、制度導入後も数次にわたる改正が行われ、現在に至っております。現行制度においても、教育委員会の審議が形骸化している、あるいは合議制により機動性、弾力性が欠

如している、責任体制が不明確である等、教育委員会に対し、さまざまな指摘がなされているところであり、これらを踏まえて文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において教育委員会制度改革に係る活発な議論が現在も交わされているところでもあります。

中央教育審議会では、近々答申をまとめるというスケジュールで進んでいるとのことでもありますので、今後の動向について注視してまいりたいと考えておりますが、全国市長会では、これまでも地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任のもとで行うのか、選択可能な制度とするよう要望しているところであり、さらに本年4月には全国市長会や全国市議会議長会など、いわゆる地方六団体からも地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう十分に地方の意見を踏まえながら改革を進めるべきであるという意見を国へ提出したところでもあります。

このように、教育委員会制度の改革に対する議論が交わされている中においても、私は政治的中立性、教育の公平性あるいは安定性、継続性といったものを第一義に考慮する必要があると認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の要旨の2点目と3点目につきましては、教育委員会から答弁がございます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 目時議員のご質問にお答えします。

教育行政についてのご質問の2点目、学力テストの実施結果を学校教育にどう生かしているかについてであります。むつ市内の小・中学校では、全国学力・学習状況調査等によって、児童・生徒の実態等を踏まえ、学習の到達度、理解度を把握することができ、指導方法の改善の手がかりが得

られるなど、事業改善等につながり、成果を上げてきているところであります。

これまで教育委員会といたしまして、学力テストの実施結果等を踏まえ取り組んできたものには、次の4つがございますので、ご説明申し上げます。

1つ目は、各種学習状況調査の結果分析と、その課題解決に資する事業改善のための研究事業の実施です。学習状況調査に関しましては、全国学力・学習状況調査のほかにもつ市総合学力調査、青森県学習状況調査の分析を行っております。このような分析結果を踏まえて、基礎基本の確実な定着等の事業改善に努めております。また、思考力、判断力、表現力の育成を図る目的で、昨年度から活用問題集も作成しております。

2つ目は、小中一貫教育における中期の指導の充実を図るために取り入れた中期学級担任連絡協議会の設置や乗り入れ授業の実施及び教科9カ年指導計画の作成、活用であります。

3つ目は、児童・生徒一人一人にきめ細かい指導、対応ができるための人的支援であるスクールサポーターの配置や教育相談支援員の配置、さらに乗り入れ授業や小学校における高学年一部教科担任制の円滑な導入を図るための小中一貫教育学習支援員の配置であります。

4つ目は、むつ市教育研修センターにおける各教科ごとの授業づくり講座の開設です。この講座では、小中連携の推進や弘前大学教育学部との連携による講演、演習等を実施することで教員の指導力の向上を目指しております。今後も全国学力・学習状況調査等の実施経過を踏まえるとともに、むつ市教育プラン後期計画に基づき、小中一貫教育における9カ年を見通した系統的な学習指導により、当市の児童・生徒のさらなる学力の向上に努めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の3点目、学力テストの結果公表についてお答えします。中村議員の学力テスト成績公表についての答弁と重複する点がございましたことをご了承願います。

平成19年度から、全国学力・学習状況調査が実施され、その調査の結果が公表されるたびに、ここ数年公表に関し、都道府県、市町村における公表、開示について多くの議論がなされてまいりました。先般議員ご指摘のとおり、新聞等におきまして、文部科学省は全国学力・学習状況調査の学校別の結果について、来年度調査から学校を設置する市町村教育委員会の判断で公表することができるとした旨の報道がなされましたが、このことについて県教育委員会より平成25年12月4日付で通知がありました。全国学力・学習状況調査の目的は、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することにあります。また、各学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。

調査結果の公表に当たっては、このような調査の目的に留意し、特に序列化や過度な競争につながらないように十分に配慮したうえで適切に取り扱うようこれまで文部科学省より各教育委員会へ通知がなされてまいりました。教育委員会といたしましては、文部科学省のこれまでの通知を受けて、市内各小・中学校ごとの正答率の公表を行わないことはもちろんのこと、むつ市全体の調査結果の公表に当たっても、具体的な正答率はあえて示さずに、全国平均正答率と県平均正答率との比較のみとさせていただいてまいりました。平均正答率という数値が当市における小・中学生の学力の全てであると誤解されたり、その公表によって市町

村ごとの序列化、過度な競争につながっていくことを回避するための配慮であります。

むつ市内の小・中学校の中には、学年の児童・生徒数が1桁の学校もあり、学校の成績の公表が児童・生徒個人の成績の公表となるケースもあるなど、学校規模の違いにも十分な配慮が必要であることから、現時点では学校ごとの正答率の公表は行わないことと考えております。

調査結果を公表することが大切なのではなく、各学校において、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、日々の教育活動を見直し、指導改善に役立てていくことが大切であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、指定管理者の公募、非公募の選定基準を設けているのかについてでございますが、平成25年4月1日現在、指定管理者が管理運営しております公の施設は54施設で19の指定管理者と協定を締結しております。このうち公募によるものは44施設12団体、非公募によるものは10施設7団体となっております。

指定管理者は、公募をすることを原則としておりますが、選定された団体、または現に指定管理をしている団体が管理運営できない事情が発生し、公募を行う時間の余裕がない場合、公募に対し応募がない場合、または選定の結果、適合する団体がない場合、市の施策を効果的に実現するために特定の団体の持つ管理能力や専門性、活動能力等が必要不可欠であると考えられる場合の3項目のいずれかに該当する場合につきましては、非公募として適当と考えられる団体に申請を依頼することができるとしておりまして、これにのっとり選定委員会で適正に判断をしております。

次に、指定管理者選定委員会の委員についてで

ありますが、施設を所管する部長及び分庁舎所長については、施設の状況を十分把握していることから選定委員に加えております。

次に、指定管理者の選定手順をマニュアル化しているのかについてでございますが、指定管理者制度の効果的な運用のために、市としての基本的な考え方と必要となる事務手続及び留意事項をまとめた指定管理者制度運用指針を平成17年7月に策定しており、この指針に指定管理者の選定基準、選定方法等のさまざまな基準や手順を定め、運用しております。

また、指定管理者と施設所管課とにおいて定期的に協議の場を設け、管理運営に係る課題や制度の課題等も出していただくなどして、指定管理者制度がよりよいものとなるよう選定委員会において協議を行い、必要に応じて指針の改定を行っております。

次に、選定委員会委員に外部の有識者を選任する考えはないかについてでございますが、むつ市指定管理者選定委員会規定に学識経験者または関係職員に委員会の出席を求め、意見または説明を求めることができると定めておりまして、必要に応じて弁護士、公認会計士、専門家の方々に出席いただきまして、意見を聞くことが可能となっております。

次に、選定委員会の会議録を市民等の閲覧に供する考えはないかについてでございますが、選定委員会では、応募団体からの申請書類をもとに評価をし、指定管理者の候補者の選定などを行っておりますが、むつ市指定管理者選定委員会規定第6条に秘密の保持の条項を定めておりまして、選定委員会の会議は率直な意見交換を促し、具体的な法人やその他の団体の技術情報や信用情報を保護する観点から非公開としております。これらのことから、選定委員会の会議録につきましても、同様に非公開としております。

次に、応募団体等の個人情報の保護管理はどのようにされているのかについてでございますが、指定管理者選定委員会においては、申請団体の称号または名称、代表者の氏名などは匿名にはしてありません。これは、税の滞納がないことや、暴力団またはその構成員がいないことなど、申請者の資格要件を審査する際に匿名とした場合には十分な審査ができなくなるおそれがあることによるものでございます。また、申請団体の個人情報を保護するためにも選定委員会規定により会議を非公開とし、秘密の保持の条項を設けて対応しているということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、指定管理者制度についてであります。昨日の同僚議員の質問に対して、応募がないのは、公募に対して応募をするという部分を控えるというのは、指定管理を受けてもメリットがないというのが理由であるという。そういうようなことから、今後においては一般管理費等の積み上げを行って、これまでの指定管理者と協議をしていきたい、いっているというふうな趣旨での答弁であります。

そこで伺うわけでありますが、指定管理料の積算、応募がなかった場合の取り扱いが、規定とか要綱などでこれらのことについて定めているのかどうか、まず確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 非公募になった場合に、その非公募になった場合の積算の仕方というようなことではございますでしょうか。そうであれば、特に非公募になったからといって、その積算の仕方が異なるというようなことではございませ

んで、精査しながら、また非公募の場合の相手の団体等からのいろいろなお話を聞きながら、そこは調整していくところもでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ちょっと私のほうでの質問の舌足らずの点もあったかと思いますが、私の認識としては、公募をする際に、その前段に、こちらのほうで、発注する側で積算をすると思うのです。人件費等々を含めて、全額について。それを持ちながら公募をする。そういう形で、しかし応募がなかったと。こういったときに、きのうの答弁の中では、メリットがないということは、もうける部分がないよと、利益が伴わないというふうな、指定管理者の案内をもらったほうからの判断ということから応募をしないということが。それで、一般管理費等を積み上げて、さらに積み上げるということについては、当初の積算との関係からするとどのようになっているのか。そういう場合の、応募がなかった場合の取り扱いの規則なり基準も含めて何かそういうふうな、何かというか、整理をされている部分、基準等があるのですか、取り扱いのという質問でありますので、再度お聞きをいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 指定管理者の指定管理料につきましては、指定管理者移行検討会というものがございまして、各課所管の課が積み上げてきたものを、移行検討会でその指定管理料が妥当かどうかを判断して次の段階へ進んでいくということになっております。それで、公募をした結果、応募がなかったというようなことで、非公募とした場合に、その部分で、すぐイコール指定管理料の積み上げというようなことではなくて、その部分につきましては、その非公募の場合の適正と思われる団体等といろいろ調整しながら、何とか指定管理していただけないかというような

ことをお願いをしております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男）きのうからの答弁で、一般管理費に積み上げをしているということは、一般管理費は、他の工事等の積算の場合には一般管理費が何%、工事原価に対して何%とかというふうなことが多分定められていると思うのです。ですから、私が一般管理費で積み上げをしていますよということは、当初から応募がなかった、あったということではなくて、当初から一般管理費はこういうふうな額です、こういう率です、率というか、これ公表することではないのですが、発注側からすれば、そういうようなことがあるだろうという、そうしなければならないだろうという判断から先ほどの質問をしているわけであります。

2点目は、選定の方法とか指定管理期間の取り扱い、これについては施行規則なり、これまた要綱などで定められているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎）指定期間の設定につきましては、これも指針の中で新規に指定する場合には3年、そして2回目以降、個々の施設の実態等に即しまして、最短で3年、最長で10年というように指針としてございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男）実は、指定管理の期間については、今部長おっしゃったように私も承知しています。3年から5年ということで。1回目のときには、3年で全部の施設、指定管理していますね。次のときには5年している、ほとんど5年なのです。ここについては、私は1年なり5年なり、この指定期間の部分については、その施設の指定管理をする中で、1年がベターなのか、5年がベターなのか等々について、いろんな角度から検討して、そして指定期間を設定するということが必要

だろうと思うのです。その場合に、それぞれの原価で判断をしているということについては、むつ市全体としての基準というものを設けて取り扱いをしていくということが必要ではないのかと、こういうふうに思っていますし、先進的なのか、自治体では、この1年から5年という部分のこの期間の考え方については、きちんと基準を設けて、そしてその施設ごとにこの基準の中でどの期間が当てはまるのかという、こういう形でやっているところが数多くあるわけです。こういうようなことで、今後検討していただきたいと思います。

次に移りますが、大畑地区の体育施設、現在もある団体に指定管理をしております。この体育施設を当初指定管理をする際に、この団体は指定管理を受けている団体の役員に市の職員が役員として兼務をしているという、こういう中での指定管理でありました。この選定委員会規定を見ますと、関係部長ですから、私の理解としては、この役員を兼務している者が選定委員になっている。今は構成が変わってきていますから、その実態は聞いているというようなことで理解をしていますが、私が疑問に思うのは、そういうようなことから、この選定委員会の規定の改正をしていく必要があるのではないかと。要するにこのような形で兼務をしているとか、こういうような部分については疑惑を排除していく、疑惑を持たれないような構成にしていくということをより求めていかなければならないだろうと。こういうようなことで、過去の実態も含めたときに、これらの選定委員の構成の部分について検討を加えるという考え方がないかどうか、確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎）ただいま大畑地区の体育施設というようにございましてけれども、そういうような役員兼務者が選定委員になっ

ていたというようなことでございますが、今回その辺のところにつきましては、非常に……申しわけございません。その大畑のほうの体育施設につきましては、教育振興会というようなことで、前の副市長がなっていたというような、そういう事実がございましたけれども、現在はそういう部分につきましては、ないように取り計らっております。

また、「いこいの里」の部分につきましては、今年度1つそういう部分がございますけれども、ここにつきましては、今回所長が施設担当課長を兼務しておりましたことから、この部分につきましては、所長を選定委員にするのではなくて、説明員として取り扱いしたというような経緯がございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） この関係については、現在は変わっているということは、私先ほど申し上げたのです。当時の指定管理をする時点では、職員が役員を兼務していると、こういう中での、規定上からしますと、当該職員が、関係する職員が選定委員になっているという理解に立つものですから、そういうようなことで、今後もあり得ないということは絶対ないのではないかと。また、そういうふうな部分を排除していくために規定の改正ということを検討する必要があるのではないかと、こういうようなことで、今ないからいいということではなくて、今後出てくるかもわかりませんが、そういうようなことで、そういう部分について検討をお願いしたいと思います。

4点目は、同じ運営形態の指定管理施設でありながら、収入の一部を負担金という形で徴収をしている団体、法人、そしてまた徴収をしていない団体、法人が現にあるわけであります。したがって、指定管理者による修繕の上限も、聞くとところによりますと10万円から50万円というようなこと

で、それぞれの施設ごとに修繕の上限額も違うようであります。指定管理者が負担する上限です。こういうようなことを含めたときに、これらの分についても、基準を定めているのかどうかということが1つでありますし、先ほど言いました同じ運営形態の施設の場合の負担金を徴収する、しないの判断はどういうふうなことになっているのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 指定管理者制度におきましては、多くの部分を自治体が定めることになっておりまして、施設利用料の徴収につきましても、それぞれの自治体で定めております。収益を自治体に納めるといった自治体や指定管理者の収入とするといった自治体などさまざまございまして、法で定められているものはないということでございます。

当市の場合、当初から黒字経営が見込まれる場合、協定締結時に収支計画を著しく上回る利益が生じた場合には指定管理者と協議のうえ増収分の一部を市へ納付させることができるというようなことで運用指針のほうにものせてございます。大きな利益を得ているところにつきましては、相談させてもらうというようなことで、相手方からも同意をいただいている部分でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） この件について、これまでの議論、経過を私なりに答弁の内容を理解している部分は、指定管理を受けたところが利益が多いからという、簡単に言うと、別なところは運営形態が同じだけれども、利益が余り上がっていないからという取り扱いは私はおかしいなと思うのです。ここは、きちんとこういう場合には負担金を求めますよとか、こういうようなことをきちんとしておかなければ、それこそ利害関係がかかる公

の行政としてやるやり方ではないと、このように思いますので、ここは今後の中で市民に理解が届くようなことを求めておきたいと思います。

次に移りますが、行政報告された高齢者福祉施設「いこいの里」の民間移譲する理由が指定管理者制度での管理運営は更新時期を迎えるたびに従業員はもとより、施設利用者へ大きな負担を与えかねない特殊な施設であるからとのことであります。このことは、高齢者福祉施設に限らず、指定管理者制度自体の仕組みがそのようになっているものだと、このように私は理解をしています。このことからした場合に、この施設に指定管理者制度を導入したことが間違いであったということになるのではないかというふうに理解をするわけですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 直営か指定管理かというふうなことにつきましては、地方自治法の改正、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、その改正によりまして、公の施設については委託はだめです、直営か指定管理にきなさいというふうなことになったものですから、そういう格好で次々と指定管理か直営かを我々として選ばざるを得なくなったというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の副市長の答弁は、私は指定管理者制度ありきでの答弁なのかなという理解をせざるを得ないのです。私は、逆に言うと、行政報告の理由からすれば、直営でやらなければならないということになるのではないですか、理由からしますと。再度お聞きします。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 高齢者福祉施設「いこいの里」、これについては、私どもなかなかこれ直営

で運営していくということは大変難しい施設であると、そういう認識を持っているわけでございます。それまで、地方自治法の改正までは委託でできたわけでございますけれども、改正以後はそれがかなわなくなったというふうなことで、であれば、指定管理というふうなことでお願いできないかというふうなことでやってきたと、公募によってやってきたというふうなことでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 時間がありませんから、次に移らざるを得ないわけですが、最後に指定管理者の制度の部分について市長にお尋ねをしますが、いろいろこの関係については、条例と施行規則しか公表されていないと。先ほど部長の答弁もあります、いろんな指定管理の関係から、選定委員会の内容から、手続等々の経過も含めて公開されていない。私は、とりわけこの部分については、いろんな市民からの話も出てきていますし、我々にも聞こえてきています。我々もまたそのことについては、きちんと説明を果たせない状況にあるわけであります。そういうふうなことで、きょうの議論、まだまだ課題があらうかと思いますが、先ほど私が1回目の演壇で質問したように、やはりこの制度については公正公平、そして公開、説明責任、こういうことを、先ほどの例を挙げますと、指定管理者の匿名についても、私は個人情報保護するという形から、純粹に選定委員会の中で名前を伏して、いろんな形でノウハウがどうなのか、この応募団体はいいのかどうかといういろんな議論を科学的に客観的に議論をしていけるような、こういう選定委員会にしていかなければならないと思いますし、その内容については当然私は公表に値するものと、このように思っておりますが、もろもろの部分について、今後のこの指定管理者制度の取り扱いについて、市長の感想をお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この指定管理者選定につきましては、公平公正、中立性、これをモットーとしてこれからも取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） それでは、2点目の教育行政についてお尋ねをします。

先ほどの教育長の答弁、私は感銘をしました。やはり競争に至らないというようなことでは、健やかな子供の成長、児童・生徒の成長ということを促していく場合に、そのことを公表しないということについて感銘を受けました。

そこでお聞きをしますが、教育委員会での公表は、これまでできていませんし、今後もしないという考え方ではありますが、ただ学校が自らの判断で公表することについては認められている、これまでの状況です。こういうふうなことから、我がむつ市の管内の学校の中で、学校個々の中での公表をしている学校があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） この全国学力・学習状況調査の成績につきましては、まずは個人の成績をカードのような形で子供たちに返すと。これには、できた、間違った、それから全国の正答率はこのぐらいであるといったような資料をつけて返します。その際に、こういうところをもう少し勉強してみなさいといったような形で担任から子供たちに指導があるというふうなことでございます。

さらには、各学校の成績を校長の判断で公表できるというふうに、これは前からそういうふうになっております。これにつきましては、各学校がそれぞれの学校の実情を考えて、例えば先ほど言ったように人数が少なくて、学校の成績を公表した場合に、特定の生徒の成績につながるといった

ようなことを配慮しながら、適切に公表しているということでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 先ほど言ったようなそれぞれの学校の判断ということもあるでしょう。ただ、個々のテストを受けた小学校6年生、中学校3年生の父兄、児童・生徒なり父兄に個人の結果として通知するのは当然なことだと思うのですが、ただ学校別に、うちの学校はこうですという公表は、競争意欲になっていくというふうなことになるかと思っておりますので、判断をしていただきたいと思います。

次は、時間がありませんが、7月に文部科学省が学力テストの参加している市町村教育委員会にアンケート調査を行っていると思っております。この中では、我がむつ市教育委員会としてどのような文部科学省のアンケートに答えをしたのか、差し支えなければお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） 文部科学省が7月に実施した全国学力・学習状況調査の結果公表の取り扱いに関するアンケートに対するむつ市教育委員会の回答についてお答えいたします。

調査内容は、大きく2つの項目に分かれておりまして、1つは各学校の結果の公表について、市町村教育委員会としてどのように考えているのかということであり、もう一つは各市町村の結果の公表について、どのように考えているかということについて尋ねたものです。

まず1つ目の各学校の結果は、誰が公表できるようにすることが適当だと考えますかという問いに対しては、従来どおり学校だけが公表できるようにし、教育委員会は公表できないようにすると回答してございます。参考までに申し上げますと、全国の市町村教育委員会の79.3%が同様の回答を

しております。

このように回答した理由として、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、学校や地域の序列化につながるということ、さらには小規模校の学校については、個人が特定されるおそれがあるということ。したがって、学校によって状況が異なるため、一律に比較できないと答えております。

また、2つ目の各市町村の結果は誰が公表できるようにすることが適当だと考えますかという問いに対しましては、従来どおり市町村教育委員会だけが公表できるようにし、都道府県教育委員会は公表できないようにすると回答してございます。参考までに申し上げますと、全国の市町村教育委員会の85.0%が同様の回答をしてございます。

このように回答した理由として、地域の序列化につながるということ、さらには学校数が少ない市町村は学校の結果が特定されるおそれがある、またその学校が小規模校の場合には、児童・生徒の結果が特定されるおそれがあるということ、したがって地域の実情に応じて市町村が判断すべきであろうと答えたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） どうもありがとうございます。

議長には、若干時間が経過したことにおわびを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月11日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明12月11日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時11分 散会